

平成28年10月21日「第4回新たな社会的養育の在り方に関する検討会」参考資料2を更新

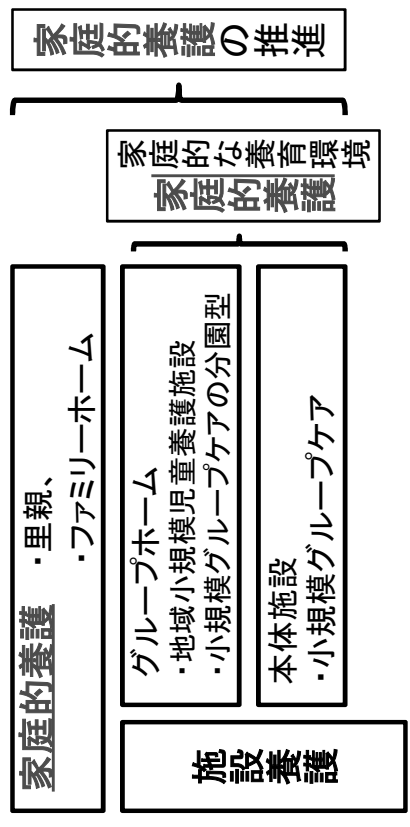
議題（3）に関連する資料（追加）

1	「家庭的養護」と「家庭養護」の養護の整理について （平成24年1月16日社会保障審議会社会的養護専門委員会 資料3-1）	P 1
2	児童養護施設の小規模化の意義と課題 （平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（抜粋））	P 4
3	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の運営について （平成21年3月31日雇児発第0331011号局長通知）	P 5
4	ファミリーホームの要件の明確化について （平成24年1月16日社会保障審議会社会的養護専門委員会 資料3-2）	P10
5	里親及びファミリーホーム養育指針 （平成24年3月29日雇児発0329第1号局長通知）	P13
6	地域小規模児童養護施設の設置運営について （平成12年5月1日雇児発第489号局長通知）	P35
7	児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について （平成17年3月30日雇児発第0330008号局長通知）	P38
8	家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、 個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置 について （平成24年4月5日雇児発0405第11号局長通知）	P42
9	里親委託ガイドラインについて （平成23年3月30日雇児発0330第9号局長通知）	P50
10	里親支援機関事業の実施について （平成20年4月1日雇児発第0401011号局長通知）	P72

「家庭的養護」と「家庭養護」の用語の整理について

これまで、「家庭的養護」と「家庭養護」の言葉を区別してこなかったが、家庭養育という用語との関係や、国連の代替的養護の指針での用語の区別などを踏まえ、今回の指針では、「施設養護」に対する言葉としては、里親等には「家庭養護」の言葉を用いるよう、用語の整理を行う。

＜課題と将来像における用語の整理＞

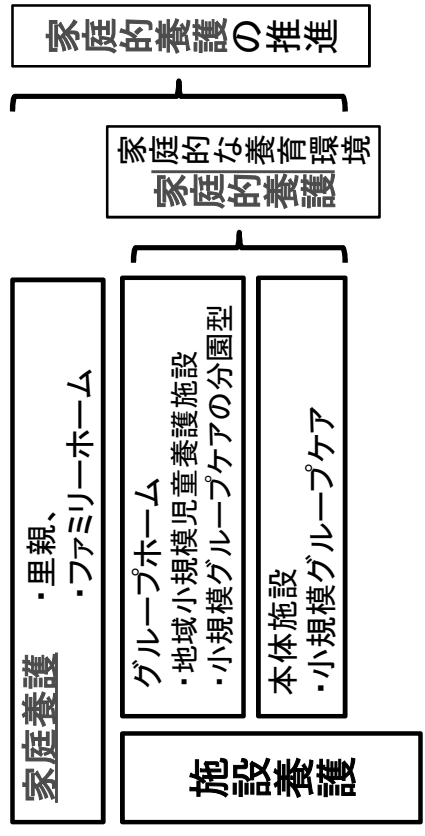


(参考) 社会的養護の課題と将来像 (本文抜粋)

(3) 社会的養護の基本的方向 ① 家庭的養護の推進

- ・上記の子どもの養育の特質にかんがみれば、社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で、行われる必要がある。
- ・このため、社会的養護においては、原則として、家庭的養護(里親、ファミリーホーム)を優先するとともに、施設養護(児童養護施設、乳児院等)も、できる限り家庭的な養育環境(小規模グループケア、グループホーム)の形態に変えていく必要がある。
- ・社会的養護が必要な子どもを、養育者の住居で生活をともにし、家庭で家族と同様な養育をする里親やファミリーホームを、家庭的養護と呼ぶ。
- ・一方、小規模グループケアやグループホームは、施設養護の中で家庭的な養育環境を整えるものであるが、養育者が交代制である点で、家庭的養護とは異なる。しかし、「家庭的養護の推進」という言葉は、施設養護から家庭的養護への移行のほか、当面、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていくことを含めて用いることとする。

＜指針における用語の整理＞



○里親及びファミリーホームは、保護の必要な児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う「家庭養護」であるという理念を明確にする。

○このため、「家庭養護」と「家庭的養護」の用語を区別し、「施設養護」に対する言葉としては、里親等には「家庭養護」を用い、
また、施設において家庭的な養育環境を目指す小規模化の取組には、「家庭的養護」を用い、
両者を合わせて言うときは、これまで通り、「家庭的養護の推進」を用いることとする。

○国連の代替的養護の指針との関係では、

- ・ family-based care が「家庭養護」
- ・ family-like care が「家庭的養護」

○昭和23年の「家庭養育運営要綱」及び昭和63年の「里親等家庭養育運営要綱」では、里親を「家庭養育」としていた。

(参考)「児童の代替的養護に関する指針」抜粋 (2009年(平成21年)12月国連総会決議)

○国連指針では、residential care (施設養護) と family-based care (家庭を基本とする養護＝家庭養護) が相互に補完しつつ児童のニーズを満たしているしつつ、施設養護は必要な場合に限り用いられるべきこと、幼い児童の代替的養護は原則として family-based care で提供されるべきこと、大規模な施設養護は廃止していくべきこと、施設養護は可能な限り家庭や少人数に近い環境(a setting as close as possible to a family or small group situation)であるべきとしている。

○国連指針では、family-based care として、① Kinship care、② Foster care、③ Other forms of family-based care を挙げている。
また、family-based care と、family-like care を区別している。

原文		家庭福祉課仮訳(平成23年4月)
21. The use of <u>residential care</u> should be limited to cases where such a setting is specifically appropriate, necessary and constructive for the individual child concerned and in his/her best interests.		21. 施設養護の利用は、かかる養護環境が個々の児童にとって特に適切、必要かつ建設的であり、その児童の最善の利益に沿っている場合に限られるべきである。
22. In accordance with the predominant opinion of experts, alternative care for young children, especially those under the age of 3 years, should be provided in <u>family-based settings</u> . Exceptions to this principle may be warranted in order to prevent the separation of siblings and in cases where the placement is of an emergency nature or is for a predetermined and very limited duration, with planned family reintegration or other appropriate long-term care solution as its outcome.		22. 専門家の有力な意見によれば、幼い児童、特に3歳未満の児童の代替的養護は家庭を基本とした環境で提供されるべきである。この原則に対する例外は、兄弟姉妹の分離の防止を目的とする場合や、かかる代替的養護の実施が緊急性を有しており、又はあらかじめ定められた非常に限られた期間である場合であって、引き続き家庭への復帰が予定されているか、又は結果として他の適切な長期的養護措置が実現する場合であろう。
23. While recognizing that <u>residential care facilities and family-based care</u> complement each other in meeting the needs of children, where <u>large residential care facilities</u> (institutions) remain, alternatives should be developed in the context of an overall deinstitutionalization strategy, with precise goals and objectives, which will allow for their progressive elimination. To this end, States should establish care standards to ensure the quality and conditions that are conducive to the child's development, such as <u>individualized and small-group care</u> , and should evaluate existing facilities against these standards. Decisions regarding the establishment of, or permission to establish, new residential care facilities, whether public or private, should take full account of this deinstitutionalization objective and strategy.		23. <u>施設養護と家庭を基本とする養護</u> とが相互に補完しつつ児童のニーズを満たしていることを認識しつつも、大規模な施設養護が残存する現状において、かかる施設の進歩的な廃止を視野に入れた、明確な目標及び目的を持つ全体的な脱施設化方針に照らした上で、代替策は発展すべきである。かかる目的のため各国は、 <u>個別的な少人数での養護</u> など、児童に役立つ養護の質及び条件を保障するための養護基準を策定すべきであり、かかる基準に照らして既存の施設を評価すべきである。公共施設であるか民間施設であるかを問わず、施設養護の施設の新設又は新設の許可に関する決定は、この脱施設化の目的及び方針を十分考慮すべきである。

原文	家庭福祉課仮訳(平成23年4月)
29. For the purposes of the present Guidelines, and subject, notably, to the exceptions listed in paragraph 30 below, the following definitions shall apply: (c) With respect to the environment where it is provided, alternative care may be: (i) <u>Kinship care</u>: <u>family-based care within the child's extended family</u> or with close friends of the family known to the child, whether formal or informal in nature; (ii) <u>Foster care</u>: situations where children are placed by a competent authority for the purpose of <u>alternative care in the domestic environment of a family</u> other than the children's own family that has been selected, qualified, approved and supervised for providing such care; (iii) <u>Other forms of family-based or family-like care placements</u>; (iv) <u>Residential care</u>: care provided in any <u>non-family-based group setting</u>, such as places of safety for emergency care, transit centres in emergency situations, and all other short- and long-term residential care facilities, including group homes; (v) Supervised independent living arrangements for children;	29. 本指針において、とりわけ下記第30項に列挙した例外に反しない限り、以下の定義が使用される。 (c) 提供される場所という点で言うと、代替的養護は以下の形式を取り得る。 (i) <u>親族による養護</u>： その性質上公式であるか非公式であるかを問わず、児童の拡大家族内で、又は児童の知っているその家族の親しい友人によって行われる家族を基本とした養護。 (ii) <u>里親による養護</u>： 所轄官庁によって、児童がその児童自身の家族以外の、養護提供にあたって選ばれ、資格を付与され、承認され監督を受ける家族の家庭環境に置かれ、代替的養護を受ける状況。 (iii) 家庭を基本とした、又は家庭に類似したその他の形式の養護の実施。 (iv) <u>施設養護</u>： 緊急時養護を提供する児童保護施設、緊急事態における一時保護所、その他全ての短期・長期の施設養護による施設(グループホームを含む)など、<u>家庭を基本としない集団環境で提供される養護</u>。 (v) 児童のための監督つきの独立居住体制。
123. <u>Facilities providing residential care</u> should be small and be organized around the rights and needs of the child, in <u>a setting as close as possible to a family or small group situation</u>. Their objective should generally be to provide temporary care and to contribute actively to the child's family reintegration or, if this is not possible, to secure his/her stable care in an alternative family setting, including through adoption or kafala of Islamic law, where appropriate.	123. <u>施設養護を提供する施設</u>は、児童の権利とニーズが考慮された小規模で、可能な限り家庭や少人数グループに近い環境にあるべきである。当該施設の目標は通常、一時的な養護を提供すること、及び児童の家庭への復帰に積極的に貢献することであり、これが不可能な場合は、必要に応じて、例えば養子縁組又はイスラム法のカファラなどを通じて、代替的な家族環境における安定した養護を確保することであるべきである。

児童養護施設の小規模化の意義と課題

(平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋)

小規模化の意義・・・「家庭的養護と個別化」を行い、「あたりまえの生活」を保障

- 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
- 子どもの生活に目が届きやすく、個別の状況にあわせた対応をとりやすい。
- 生活の中で子どもたちに家事や身の回りの暮らし方を普通に教えやすい。
- 調理を通じ、食を通じたかわりが豊かに持てる。
- 近所とのコミュニケーションのとりかたを自然に学べる。
- 集団生活によるストレスが少なく、子どもの生活が落ち着きやすい。
- 日課や規則など管理的になりやすい大舎制と異なり、柔軟にできる。
- 安心感のある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育める。
- 家庭や我が家のイメージを持ち、将来家庭を持ったときのイメージができる。
- 少人数のため行動しやすい。
- 地域の中にグループホームを分散配置することにより、地域での社会的養護の理解が深

まる。

雇児発第0331011号
平成21年3月31日

【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第5号
【一部改正】平成24年3月29日雇児発0329第7号

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の運営について

児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、今般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第85号）の公布により新たに小規模住居型児童養育事業が創設されることとなった。当該事業における設備及び運営に関する基準は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令11号）によるほか、別紙のとおり「小規模住居型児童養育事業実施要綱」を定め平成21年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱

第1 目的

小規模住居型児童養育事業は、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）に対し、この事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的とする。

第2 ファミリーホーム事業者

- （1）小規模住居型児童養育事業者（以下「ファミリーホーム事業者」という。）は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認めた者とする。
- （2）ファミリーホーム事業者については、主に次の場合が対象となる。
 - ① 養育里親（専門里親を含む。以下同じ。）として委託児童の養育の経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの
 - ② 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設（以下「児童養護施設等」という。）の職員の経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの（当該児童養護施設等を設置する法人が支援を行うものを含む。）
 - ③ 児童養護施設等を設置する法人が、その雇用する職員を養育者とし、当該法人が当該職員に提供する住居をファミリーホームとし、当該法人が事業者となるもの

第3 対象児童

この事業の対象児童は、要保護児童のうち、家庭的な養育環境の下で児童間の相互作用を活かしつつ養育を行うことが必要とされたものであって、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定に基づき措置された者とする。

第4 対象人員

- （1）ファミリーホームの委託児童の定員は、5人又は6人とする。
- （2）ファミリーホームにおいて同時に養育する委託児童の人数は、委託児童の定員を超えることができない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第5 ファミリーホームの設備等

ファミリーホームには、委託児童、養育者及びその家族が、健康で安全な日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

第6 事業内容

この事業は、法第27条第1項第3号の規定による委託を受け、養育者の住居を利用し、次の観点を踏まえつつ、児童の養育を行うものとする。

- (1) 要保護児童を養育者の家庭に迎え入れて、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者により、きめ細かな養育を行うこと。
- (2) 児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重した養育を行うこと。
- (3) 児童の権利を擁護するための体制や、関係機関との連携その他による支援体制を確保しつつ、養育を行うこと。

第7 職 員

- (1) ファミリーホームには、2人の養育者及び1人以上の補助者（養育者が行う養育について養育者を補助する者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。なお、この2人の養育者は一の家族を構成しているもの（夫婦であるもの）とする。
- (2) (1)の定めにかかわらず、委託児童の養育にふさわしい家庭的環境が確保される場合には、当該ファミリーホームに置くべき者を、1人の養育者及び2人以上の補助者とすることができる。
- (3) 養育者は、当該ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない。
- (4) 養育者は、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助者は、⑤に該当する者とする。
 - ① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者
 - ② 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者
 - ③ 児童養護施設等において児童の養育に3年以上従事した者
 - ④ ①から③までに準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
 - ⑤ 法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者（※①及び②については、平成21年4月1日より前における里親としての経験を含むものとする）
- (5) 養育者及び補助者は、家庭養護の担い手として里親に準じ、児童福祉法施行規則第1条の34及び第1条の37第2号に定める研修を受講し、その養育の質の向上を図るよう努めなければならない。

第8 実施に当たっての留意事項

ファミリーホーム事業者は、運営方針、養育者等の職務内容、養育の内容、委託児童の権利擁護に関する事項等、児童福祉法施行規則第1条の13に規定する事項

を運営規程に定めるとともに、次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施すること。

- (1) 都道府県は、児童の委託をしようとするときは、児童相談所長、児童又はその保護者及びファミリーホーム事業者の意見を聴くこと。
- (2) 児童を委託する場合、養育者及び既に委託されている児童と新たに委託する児童との適合性が極めて重要であるため、都道府県は、児童のアセスメントや、養育者及びすでに委託されている児童と新たに委託する児童との適合性の確認等十分な調整を行った上で、当該児童に最も適したファミリーホーム事業者に委託するよう努めること。特に、その児童がこれまで育んできた人的関係や育った環境などの連続性を大切にし、可能な限り、その連続性が保障できるファミリーホーム事業者に委託するよう努めること。
- (3) 都道府県は、虚弱な児童、障害がある児童、虐待や非行等の問題を抱えた児童を委託する場合には、知識や経験を有する等それらの児童を適切に養育できるファミリーホーム事業者に委託すること。
- (4) 養育者等は、養育を行うに当たっては、児童及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (5) 主たる養育者は、養育者等及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに他の養育者等に児童福祉法施行規則の規定を遵守させなければならない。
- (6) ファミリーホーム事業者は、児童が不安定な状態となる場合や緊急時の対応などを含め、児童の状況に応じた養育を行うことができるよう、学校、児童相談所、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。
- (7) ファミリーホーム事業者は、都道府県知事からの求めに応じて、児童の状況等について定期的（６か月に１回以上）に調査を受けなければならない。
- (8) 養育者等は、児童相談所長があらかじめ当該養育者等並びにその養育する児童及びその保護者の意見を聴いて当該児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該児童を養育しなければならない。
- (9) 養育者等は、児童に法第３３条の１０各号に掲げる行為その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
- (10) 養育者等は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し迅速かつ適切に対応しなければならない。また、ファミリーホーム事業者は、苦情の公正な解決を図るために第三者を関与させ、養育者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- (11) ファミリーホーム事業者は、自らその行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- (12) 事業の運営に当たっては、児童の記録や、事務運営に係る会計に関する帳簿等を適切に整備すること。特に、養育者等の人件費の支出と児童の生活に係る費用の支出は、区分を明確にして帳簿に記入すること。

また、特に運営主体が法人である場合については、養育者の法人における立場等

も十分に踏まえ、労働法規等に則して実施すること。

- (13) その他、児童福祉法施行規則に掲げる規定に留意し、児童が心身ともに健やかにして社会に適応するよう、適切な養育を行うこと。

第9 経 費

本事業の運営に関する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）によるものとする。

ファミリーホームの要件の明確化について

○ファミリーホームは、平成20年の児童福祉法改正で「小規模住居型児童養育事業」として実施されたが、それ以前から里親型のグループホームとして自治体で行われていた事業を法定化したものであり、里親のうち多人数を養育するものを事業形態とし、相応の措置費を交付できる制度としたものである。

○しかし、実施後3年を経過し、里親から移行したファミリーホームのほかに、新たに開設したファミリーホームの中には、施設分園型グループホームとの相違があまりない形態も生じ、本来の理念を明確化してほしいとの関係者の意見があることから、今回、「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定に合わせ、理念と要件を明確化する。（児童福祉法施行規則と実施要綱の改正を予定）

＜理念の明確化＞

- 「里親及びファミリーホーム養育指針」という形で、指針を里親と一体のものとして示す。
- ファミリーホームは、児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であるという理念を明確化する。
- ファミリーホームは、里親が大きくなったものであり、施設が小さくなったものではないという位置づけ。

10

＜要件規定等の見直し＞

- ①小規模住居型児童養育事業を行う住居を「小規模住居型児童養育事業所」と、小規模住居型児童養育事業を行う者を「小規模住居型養育事業者」と称しており、施設的な印象となっている。
- ②「三人以上の養育者を置かなければならない。ただし、その一人を除き、補助者をもつてこれに代えることができる」としており、3人の養育者の場合があるなど、家庭養護の特質が明確でない。
- ③「一人以上の生活の本拠を置く専任の養育者を置く」としており、生活の本拠を置かない養育者も認められており、家庭養護の特質が明確でない。
- ④「入居定員」「入居させる」など、施設的な印象となっている。
- ⑤養育者の要件として、養育里親の経験者のほか、児童福祉事業に従事した経験が有る者等となっており、要件が緩い。



- ①小規模住居型児童養育事業を行う住居を「ファミリーホーム」と、小規模住居型児童養育事業を行う者を「ファミリーホーム事業者」の名称に改める。
- ②「夫婦である2名の養育者＋補助者1名以上」又は「養育者1名＋補助者2名以上」とし、家庭養護の特質を明確化する。
- ③「養育者は、ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない」とし、家庭養護の特質を明確化する。
- ④「委託児童の定員」などの用語に改める。
- ⑤養育者の要件は、養育里親の経験者のほか、乳児院、児童養護施設等での養育の経験が有る者等に改める。

ファミリーホームの形態について

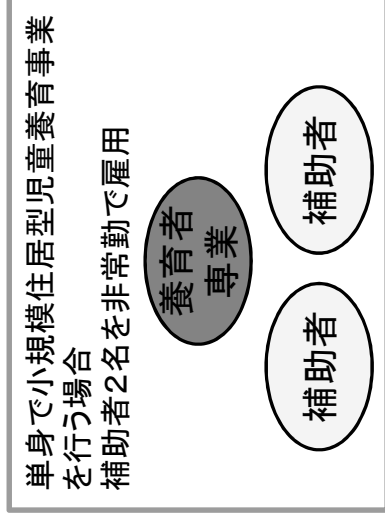
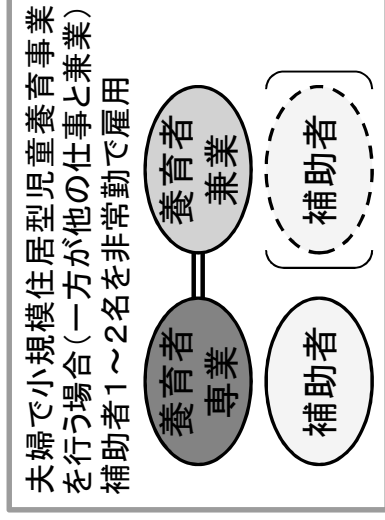
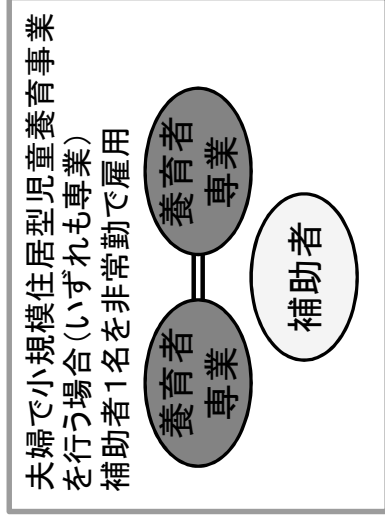
※養育者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者に限る。(それ以外は補助者)

※養育者2名(配偶者)+補助者1名、又は養育者1名+補助者2名

※措置費は、常勤1名分+非常勤2名分(児童6名定員の場合。また、非常勤分を短時間勤務で3名以上に充てても良い)

自営型

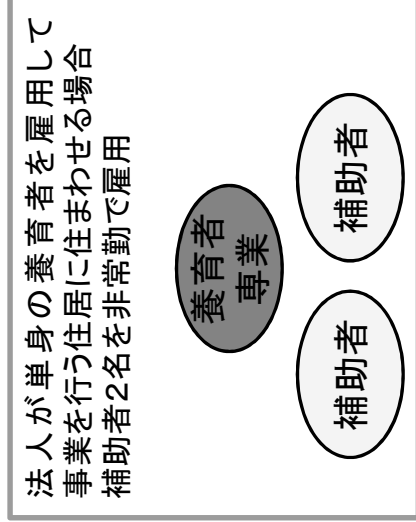
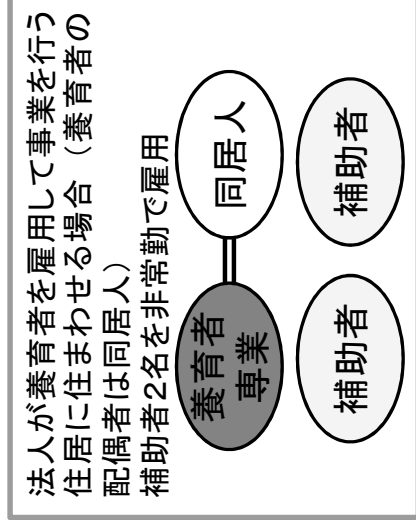
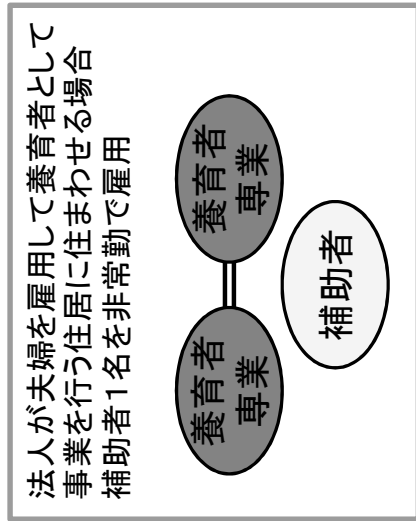
- ①養育里親の経験者が行うもの
- ②施設職員の経験者が施設から独立して行うもの



11

法人型

- ③施設を運営する法人が、その職員を養育者・補助者として行うもの



(参考)里親、ファミリーホーム、グループホームの比較

	里親	ファミリーホーム	グループホーム	
			地域小規模児童養護施設	小規模グループケアの分園型
形態	家庭養護（養育者の家庭に迎え入れて養育を行う）		施設養護（施設を小規模化・地域分散化し、家庭的な養育環境とする）	
位置づけ	個人	第2種社会福祉事業（多くは個人事業者。法人形態も可能）	第1種社会福祉事業である児童養護施設の一部（法人形態）	
措置児童数	1～4名	定員5～6名	定員6名	定員6～8名
養育の体制	里親（夫婦又は単身）	養育者と補助者があわせて3名以上（措置費上は、児童6人の場合、常勤1名＋非常勤2名）	常勤2名＋非常勤1名	児童数に応じた配置に加算職員（5. 5:1等の配置）＋小規模ケア加算の常勤1名＋管理宿直等加算の非常勤1名分）
措置費	里親手当 養育里親 72, 000円 （2人目以降は36,000円を加算）	上記の人員費に基づく事務費を委託児童数に応じて算定（現員払い）	上記の人員費に基づく事務費を児童定員数に応じて算定（定員払い）	
		賃借による場合は1か月10万円を措置費で算定		
児童の一般生活費（約4万7千円）、各種の教育費、支度費等は、共通				

里親及びファミリーホーム養育指針

第Ⅰ部 総論

1. 目的

- ・この「養育指針」は、里親及びファミリーホームにおける養育の内容と運営に関する指針を定めるものである。社会的養護を担う里親及びファミリーホームにおける養育の理念や方法、手順などを社会に開示し、質の確保と向上に資するとともに、また、説明責任を果たすことにもつながるものである。
- ・この指針は、そこで暮らし、そこから巣立っていく子どもたちにとって、よりよく生きること(well-being)を保障するものでなければならない。また社会的養護には、社会や国民の理解と支援が不可欠であるため、里親及びファミリーホームを社会に開かれたものとし、地域や社会との連携を深めていく努力が必要である。
- ・家庭や地域における養育機能の低下が指摘されている今日、社会的養護のあり方には、養育のモデルを示せるような水準が求められている。子どもは子どもとして人格が尊重され、子ども期をより良く生きることが大切であり、また、子ども期における精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験は、発達の基礎となると同時に、その後の成人期の人生に向けた準備でもある。
- ・この指針は、こうした考え方に立って、社会的養護の様々な担い手との連携の下で、社会的養護を必要とする子どもたちへの適切な支援を実現していくことを目的とする。

2. 社会的養護の基本理念と原理

(1) 社会的養護の基本理念

①子どもの最善の利益のために

- ・児童福祉法第1条で「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と規定され、児童憲章では「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境の中で育てられる。」とうたわれている。
- ・児童の権利に関する条約第3条では、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と規定されている。
- ・社会的養護は、子どもの権利擁護を図るための仕組みであり、「子どもの最善の利益のために」をその基本理念とする。

②すべての子どもを社会全体で育む

- ・ 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものである。
- ・ 子どもの健やかな育成は、児童福祉法第1条及び第2条に定められているとおり、すべての国民の努めであるとともに、国及び地方公共団体の責任であり、一人一人の国民と社会の理解と支援により行うものである。
- ・ 児童の権利に関する条約第20条では、「家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。」と規定されており、児童は権利の主体として、社会的養護を受ける権利を有する。
- ・ 社会的養護は、「すべての子どもを社会全体で育む」をその基本理念とする。

(2) 社会的養護の原理

社会的養護は、これを必要とする子どもと家庭を支援して、子どもを健やかに育成するため、上記の基本理念の下、次のような考え方で支援を行う。

①家庭的養護と個別化

- ・ すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら、養育されるべきである。
- ・ 一人一人の子どもが愛され大切にされていると感じることができ、子どもの育ちが守られ、将来に希望が持てる生活の保障が必要である。
- ・ 社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、社会的養護を地域から切り離して行ったり、子どもの生活の場を大規模な施設養護としてしまうのではなく、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」が必要である。

②発達の保障と自立支援

- ・ 子ども期のすべては、その年齢に応じた発達の課題を持ち、その後の成人期の人生に向けた準備の期間でもある。社会的養護は、未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指して行われる。
- ・ 特に、人生の基礎となる乳幼児期では、愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要である。子どもは、愛着関係や基本的な信頼関係を基盤にして、自分や他者の存在を受け入れていくことができるようになる。自立に向けた生きる力の獲得も、健やかな身体的、精神的及び社会的発達も、こうした基盤があって可能となる。
- ・ 子どもの自立や自己実現を目指して、子どもの主体的な活動を大切にするとともに、様々な生活体験などを通して、自立した社会生活に必要な基礎的な力を形

成していくことが必要である。

③回復をめざした支援

- ・社会的養護を必要とする子どもには、その子どもに応じた成長や発達を支える支援だけでなく、被虐待体験や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアなどの治療的な支援も必要となる。
- ・また、近年増加している被虐待児童や不適切な養育環境で過ごしてきた子どもたちは、被虐待体験だけでなく、家族や親族、友達、近所の住人、保育士や教師など地域で慣れ親しんだ人々との分離なども経験しており、心の傷や深刻な生きづらさを抱えている。さらに、情緒や行動、自己認知・対人認知などでも深刻なダメージを受けていることも少なくない。
- ・こうした子どもたちが、安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻していけるようにしていくことが必要である。

④家族との連携・協働

- ・保護者の不在、養育困難、さらには不適切な養育や虐待など、「安心して自分をゆだねられる保護者」がいない子どもたちがいる。また子どもを適切に養育することができず、悩みを抱えている親がいる。さらに配偶者等による暴力（DV）などによって「適切な養育環境」を保てず、困難な状況におかれている親子がいる。
- ・社会的養護は、こうした子どもや親の問題状況の解決や緩和をめざして、それに対応するため、親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく包括的な取り組みである。

⑤継続的支援と連携アプローチ

- ・社会的養護は、その始まりからアフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育が望まれる。
- ・児童相談所等の行政機関、各種の施設、里親等の様々な社会的養護の担い手が、それぞれの専門性を発揮しながら、巧みに連携し合って、一人一人の子どもの社会的自立や親子の支援を目指していく社会的養護の連携アプローチが求められる。
- ・社会的養護の担い手は、同時に複数で連携して支援に取り組んだり、支援を引き継いだり、あるいは元の支援主体が後々までかわりを持つなど、それぞれの機能を有効に補い合い、重層的な連携を強化することによって、支援の一貫性・継続性・連続性というトータルなプロセスを確保していくことが求められる。
- ・社会的養護における養育は、「人とのかわりをもとにした営み」である。子どもが歩んできた過去と現在、そして将来をより良くつなぐために、一人一人の子どもに用意される社会的養護の過程は、「つながりのある道すじ」として子

ども自身にも理解されるようなものであることが必要である。

⑥ライフサイクルを見通した支援

- ・社会的養護の下で育った子どもたちが社会に出てからの暮らしを見通した支援を行うとともに、入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続け、帰属意識を持つことができる存在になっていくことが重要である。
- ・社会的養護には、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代を繋いで繰り返されていく子育てのサイクルへの支援が求められる。
- ・虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援が求められている。

(3) 社会的養護の基盤づくり

- ・社会的養護は、かつては親のない、親に育てられない子どもを中心とした施策であったが、現在では、虐待を受けた子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などが増え、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。
- ・社会的養護は、大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるような社会的な資源として、ハード・ソフトともに変革していかなければならない。
- ・また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが必要である。
- ・社会的養護は、家庭的養護を推進していくため、原則として、地域の中で養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護も、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが必要である。
- ・施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能を充実していくことが求められる。
- ・ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要である。
- ・社会的養護の役割はますます大きくなっており、これを担う人材の育成・確保が重要な課題となっている。社会的養護を担う機関や組織においては、その取り組みの強化と運営能力の向上が求められている。

3. 里親・ファミリーホームの役割と理念

(1) 里親・ファミリーホームの役割

- ・里親は、児童福祉法第6条の4の規定に基づき、要保護児童を養育することを希望する者であって、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるものをいう。
- ・ファミリーホームは、児童福祉法第6条の3第8項の規定に基づき、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者の住居において養育を行うものをいう。
- ・里親及びファミリーホームが行う養育は、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

(2) 里親・ファミリーホームの理念

- ・里親及びファミリーホームは、社会的養護を必要とする子どもを、養育者の家庭に迎え入れて養育する「家庭養護」である。
- ・また、社会的養護の担い手として、社会的な責任に基づいて提供される養育の場である。
- ・社会的養護の養育は、家庭内の養育者が単独で担えるものではなく、家庭外の協力者なくして成立し得ない。養育責任を社会的に共有して成り立つものである。また、家庭内における養育上の課題や問題を解決し或いは予防するためにも、養育者は協力者を活用し、養育のありかたをできるだけ「ひらく」必要がある。
- ・里親制度は、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら養育を行う。また、ファミリーホームは、家庭養護の基本に立って、複数の委託児童の相互の交流を活かしながら養育を行う。

4. 対象児童

- ・里親及びファミリーホームに委託される子どもは、新生児から年齢の高い子どもまで、すべての子どもが対象となる。
- ・保護者のない子どもや、親から虐待を受けた子ども、親の事情により養育を受けられない子どもなど、子ども一人一人の課題や状況に則し、最も適合した里親等へ委託される。
- ・また、保護者による養育が望めず養子縁組を検討する子どもや、実親との関係も保ちながら長期間の養育を必要とする子ども、あるいは、保護者の傷病などで短期間の養育を必要とする子どもなど、社会的養護を必要とする期間も多様である。
- ・障害のある子どもや非行の問題がある子どもなど個別的な支援を必要とする子どもは、適切に対応できる里親等に委託される。
- ・里親及びファミリーホームは、18歳に至るまでの子どもを対象としており、必要がある場合は20歳に達するまでの措置延長をとることができる。
- ・里親等は、委託された子どもの背景を十分に把握し、その子どもを理解して、必要な心のケアを含めて、養育を行わなければならない。

5. 家庭養護のあり方の基本

(1) 基本的な考え方（家庭の要件）

- ・ 家庭は子どもの基本的な生活を保障する場である。家庭のあり方やその構成員である家族のあり方は多様化してきているが、子どもの養育について考慮した場合、家庭には養育を担う上での一定の要件も存在する。
- ・ 社会的養護における「家庭養護」は、次の5つの要件を満たしていなければならない。

①一貫かつ継続した特定の養育者の確保

- ・ 同一の特定の養育者が継続的に存在すること。
- ・ 子どもは安心かつ安全な環境で永続的に一貫した特定の養育者と生活することで、自尊心を培い、生きていく意欲を蓄え、人間としての土台を形成できる。

②特定の養育者との生活基盤の共有

- ・ 特定の養育者が子どもと生活する場に生活基盤をもち、生活の本拠を置いて、子どもと起居をとともにすること。
- ・ 特定の養育者が共に生活を継続するという安心感が、養育者への信頼感につながる。そうした信頼感に基づいた関係性が人間関係形成における土台となる。

③同居する人たちとの生活の共有

- ・ 生活の様々な局面や様々な時をとともに過ごすこと、すなわち暮らしをつくっていく過程をとともに体験すること。
- ・ これにより、生活の共有意識や、養育者と子ども間、あるいは子ども同士の情緒的な関係が育まれていく。そうした意識や情緒的関係性に裏付けられた暮らしの中での様々な思い出が、子どもにとって生きていく上での大きな力となる。
- ・ また、家庭での生活体験を通じて、子どもが生活上必要な知恵や技術を学ぶことができる。

④生活の柔軟性

- ・ コミュニケーションに基づき、状況に応じて生活を柔軟に営むこと。
- ・ 一定一律の役割、当番、日課、規則、行事、献立表は、家庭になじまない。
- ・ 家庭にもルールはあるが、それは一定一律のものではなく、暮らしの中で行われる柔軟なものである。
- ・ 柔軟で相互コミュニケーションに富む生活は、子どもに安心感をもたらすとともに、生活のあり方を学ぶことができ、将来の家族モデルや生活モデルを持つことができる。
- ・ 日課、規則や献立表が機械的に運用されると、子どもたちは自ら考えて行動するという姿勢や、大切にされているという思いを育むことができない。
- ・ 生活は創意工夫に基づき営まれる。そうした創意工夫を養育者とともに体験することは、子どもの自立に大きく寄与し、子どもにとって貴重な体験となる。

⑤地域社会に存在

- ・地域社会の中でごく普通の居住場所で生活すること。
- ・地域の普通の家庭で暮らすことで、子どもたちは養育者自身の地域との関係や社会生活に触れ、生活のあり方を地域との関係の中で学ぶことができる。
- ・また、地域に点在する家庭で暮らすことは、親と離れて暮らすことに対する否定的な感情や自分の境遇は特別であるという感覚を軽減し、子どもを精神的に安定させる。

(2) 家庭養護における養育

①社会的養護の担い手として

- ・里親及びファミリーホームにおける家庭養護とは、私的な場で行われる社会的かつ公的な養育である。
- ・養育者の家庭で行われる養育は、気遣いや思いやりに基づいた営みであるが、その担い手である養育者は、社会的に養育を委託された養育責任の遂行者である。
- ・養育者は、子どもに安心して安全な環境を与え、その人格を尊重し、意見の表明や主体的な自己決定を支援し、子どもの権利を擁護する。
- ・養育者は子どもにとって自らが強い立場にあることを自覚し、相互のコミュニケーションに心がけることが重要である。
- ・養育者は独自の子育て観を優先せず、自らの養育のあり方を振り返るために、他者からの助言に耳を傾ける謙虚さが必要である。
- ・家庭養護の養育は、知識と技術に裏付けられた養育力の営みである。養育者は、研修・研鑽の機会を得ながら、自らの養育力を高める必要がある。
- ・養育者が、養育がこれでよいのか悩むことや思案することは、養育者としてよりよい養育を目指すからこそであり、恥ずべきことではない。養育に関してSOSを出せることは、養育者としての力量の一部である。
- ・養育が困難な状況になった場合、一人で抱え込むのではなく、社会的養護の担い手として速やかに他者の協力を求めることが大切である。
- ・児童相談所、里親支援機関、市町村の子育て支援サービス等を活用し、近隣地域で、あるいは里親会や養育者同士のネットワークの中で子育ての悩みを相談し、社会的つながりを持ち、孤立しないことが重要である。
- ・家庭養護では、養育者が自信、希望や意欲を持って養育を行う必要がある。そのために自らの養育を「ひらき」、社会と「つながる」必要がある。

②家庭の弱さと強さの自覚

- ・子どもを迎え入れるどの家庭にも、その家庭の歴史があり、生活文化がある。養育者の個性、養育方針、養育方法等にはそれぞれ特色がある。また、地域特性もある。そして、これらには「弱さ」も「強さ」もある。
- ・新たに子どもが委託されたり、委託人数が減るなど構成員に変化が加わることで、不安定さが現れたり、安定性が増す変化があったり、養育者に柔軟な工夫が求

められることもある。また、養育者が子どもの養育に心身の疲れを覚えたり、家族構成員の変化から養育力に影響が出る場合もある。

- ・それぞれの養育の場に含まれる「弱さ」の部分も自覚し、支援やサポートを受け、研修等を通して養育力を高めるとともに、ごく当たりまえの日常生活の中に含まれる、養育の「強さ(Strength)」をより発揮できるよう意識的に取り組む姿勢が求められる。養育者と子どもの日々の生活が養育者の成長にもなり得る。

③安心感・安全感のある家庭での自尊心の育み

- ・子どもにとって自尊心は、生きていく上で必要不可欠な自信、意欲や希望をもたらし、他者に対する寛容性や共感性、困難に立ち向かう力、粘り強さ、忍耐力の形成に結び付く。
- ・子どもが自分の存在について、「大切にされている」「生まれてきてよかった」と感じられるように、養育者の家庭は、子どもに安心感・安全感とともに、心地よさを提供することが重要である。
- ・生活が落ち着いてくると、子どもは、養育者との関係や許容範囲などを確かめる行動や退行を示すことがある。そのような時に、養育者は無力感を感じ、子どもに否定的感情を抱き、子どもとの関係が悪循環に陥ることもある。
- ・どうにか改善したいという思いが、子どもへの叱咤激励や、問題点の指摘に傾斜し、子どもにとって、あるがままの自分の存在が受け入れられないことに対する思いが、自尊心とは対極にある自己否定感を生み出すこともある。
- ・生活の中では、すぐに実感できる改善はみられなくても、変化を無理に求めず、子どもの実像を受けとめる。安心と安全のある家庭で、子どもと時間を共有し、思い出を積み重ねることで、子どもは変化していく。

④自立して生活できる力を育む

- ・自立とは、誰にも頼らないで生きていくことではなく、適宜他者の力を借りながら他者と関係を結びながら自分なりに生きていくことである。そのことを子どもが認識できるよう、まずは日常生活の中での安心感・安全感に裏付けられた信頼感を育むことが重要である。
- ・子どもには、あるがままの自分を受け入れてもらえるという依存の体験が必要である。日々自然にくり広げられ、くり返される家庭の中での日常生活のなかで、子どもの可能性を信じつつ寄り添うおとなの存在と歩みが、子どもにとって将来のモデルになる。
- ・子どもが生活を通して体験したこと、学習したことは、意識的、無意識的な記憶となり、生活の実体験が子どもに根づき、再現していくこととなる。
- ・困難な出来事があった際にどのように乗り越えていくかなどは、すべて子どもにとって重要な暮らしの体験であり、困ったとき、トラブルがあったときにはとくに他者に協力を求めるという姿勢が持てるよう、ともに生活する中でそうした体験を子どもに提供する。

⑤帰ることができる家

- ・措置解除後においても、養育者と過ごした時間の長短にかかわらず、子どもが成人した時、結婚する時、辛い時、困った時、どんな時でも立ち寄れる実家のような場になり、里親家庭やファミリーホームがつながりを持ち続けられることが望ましい。
- ・養育の継続が難しくなり、委託の解除となった場合でも、成長過程の一時期に特定の養育者との関係と家庭生活の体験を得たことは、子どもにとって意味を持つ原体験となるので、いつでも訪ねて来られるよう門戸を開けて待つことも大切である。

⑥ファミリーホームにおける家庭養護

- ・ファミリーホームは、養育者の住居に子どもを迎え入れる家庭養護の養育形態である。里親家庭が大きくなったものであり、施設が小さくなったものではない。
- ・ファミリーホームの養育者は、子どもにとって職員としての存在ではなく、共に生活する存在であることが重要である。したがって養育者は生活基盤をファミリーホームにもち、子どもたちと起居を共にすることが必要である。
- ・ファミリーホームの基本型は夫婦型であり、生活基盤をそこに持たない住み込み職員型ではない。児童養護施設やその勤務経験者がファミリーホームを設置する場合には、家庭養護の特質を十分理解する必要がある。
- ・養育者と養育補助者は、養育方針や支援の内容を相互に意見交換し、共通の理解を持ち、より良い養育を作り出す社会的責任を有している。
- ・養育補助者は、家事や養育を支援するとともに、ファミリーホーム内での養育が密室化しないよう、第三者的な視点で点検する役割も担うことを理解する。
- ・補助者が養育者の家族である場合には、養育がひらかれたものとなるよう、特に意識化することが必要である。
- ・ファミリーホームは、複数の子どもを迎え入れ、子ども同士が養育者と一緒に創る家庭でもある。子ども同士の安定を図るため、子どもを受託する場合は、子どもの構成や関係性を考慮し、児童相談所との連携が大切になる。また、養育者が子ども同士の関係を活かし、子ども同士が成長しあうために、どのようなかかわりが必要かという観点を持ちながら養育にあたる必要がある。

(3) 地域とのつながりと連携

①地域や社会へのひろがり

- ・子どもの育ちには、家庭が必要であると同時に、地域の人々や機関・施設の関与や支援が必要である。
- ・私的な生活の営みを軸とする家庭に子どもを迎え入れる場合であっても、公的な養育となる里親、ファミリーホームにおける養育には、地域社会と関係を結び、必要に応じて助け、助けられる関係を作る社会性が必要である。
- ・関係機関との協働はもとより、子どもの通園・通学先の職員、近隣住民が、委託

されている子どもの状況を理解し養育を応援してくれる関係づくりを試みていくことが養育者に求められる。

- ・また、日頃から里親等も地域住民の一人として、近隣との良好な関係を築いておくことや、社会的養護の理解を深めてもらう働きかけをすることが重要である。
- ・なぜならば、子どもにとって養育者は地域に生き、社会に生きる大人のモデルであり、また、子どもの生活は、人々の社会的養護への理解度によって大きく影響されるからである。
- ・養育者の中には、社会的な状況や養育者の思いから地域の中に「里親家庭」として溶け込むことを求めず、ひっそりと生活したい里親もいるが、里親であることをオープンにしながら、近隣住民、関係者、関係機関、地域、社会に働きかけ、地域とのかかわりの中で養育を展開していく里親もいる。
- ・里親等における養育は、あくまで社会的養護であるため、地域や社会に対してクローズなものになってはならない。諸事情により近隣等との関係形成が困難な場合にも、地域の里親会や里親支援を行う民間団体、あるいはその他の子育て支援のネットワークなどのつながりの中に身をおき、孤立しないよう、独善的な養育に陥らないよう養育をひらくことが求められる。
- ・養子縁組里親の場合や親族による里親の場合は、地域との関係の持ち方が養育里親の場合とは異なる。しかし、それぞれの事情は踏まえた上でもなお、孤立した養育、独善的な養育とならないようにすることは同様である。また、親族による里親の場合、親族であるがゆえに、里親も子どももお互いに無理を強いられる場合がある。養育上の悩みや困難を共有できる場や人材を確保し、社会資源を活用しながら養育にあたることが望ましい。

②里親会等への参加

- ・日々の暮らしの中で起こる養育者としての悩み等は、時に社会的養護に携わる養育者の立場でしか共有できない、あるいは理解されにくいこともある。同じ立場で話すことができる里親会や当事者のネットワークを活用することは大切である。
- ・一方、他の養育者の体験談やアドバイスが、自己の養育に有効でない場合もある。このことに留意しながら、養育者同士による活動を活かすことが必要である。
- ・里親サロンなどでは、子どもの状況が具体的に語られることが少なくない。活動の前提として、語られた内容を活動の終了後どう扱うかを確認しておくことも必要である。
- ・里親会は、社会的養護の仕組みの中で重要な役割を持つことから、すべての里親は、里親会の活動に参加する必要がある。また、すべてのファミリーホームは里親会やファミリーホームの協議会に参加する必要がある。

③市町村の子育て支援事業の活用

- ・家庭養護は、保護者として地域で生活していることを理解し、市町村の子育て支援が必要であることを養育者自身や関係機関が受け止め、積極的に活用する。

- ・生活が根ざしている身近な市町村の地域子育て支援につながることや利用できるサービスを活用していくことも、養育のサポートとしては有効である。また、地域子育て支援の活動等において力量を発揮し、支援する側として活躍する里親もいる。
- ・福祉事務所や関係機関と連携し、保育所や放課後児童クラブの活用やショートステイなど、レスパイト・ケアと併せて養育者は周囲の支援や協力を受けることは養育者の安定につながることを理解する。
- ・児童相談所から地域子育て支援機関に、里親等の情報が自動的に提供されることはないため、地域子育て支援機関に必要なかわりは求めていくことが必要である。ただし、委託されている子どもの養育上の困難等は、地域子育て支援機関よりも、里親支援機関や支援担当者、児童相談所等に伝える方が適切な内容もあることを意識化しておく。

6. 里親等の支援

①支援の必要性

- ・里親とファミリーホームは、地域に点在する独立した養育である。このため、閉鎖的で孤立的な養育となるリスクがある。
- ・里親とファミリーホームが社会的養護としての責任を果たすためには、外からの支援を受けることが大前提である。家庭の中に「風通しの良い部分」を作っておく必要がある。

②関係機関・支援者との養育チーム作り

- ・里親・ファミリーホームにおける養育は、家庭の中で行うが、決して自己完結型では行うことができないので、関係機関との連携・協働が不可欠である。関係機関・支援者とともに養育のチームを作っていく意識が必要である。
- ・一人一人抱えている状況や課題の異なる子どもの委託の目的・支援目標を理解し、その子どもの社会的養護の担い手、日々の養育者として、関係機関から支援を受け、随時状況を報告・相談しながら社会的養護を進めていくことが求められる。
- ・養育が難しいと感じる子どもについての専門的な助言や診断、治療的ケアの必要性の検討等、関係機関の見解がとくに必要な場合も、助言や連携を求めていくことが必要である。
- ・養育の「応援団」を確保していくことで社会的養護は成り立つことを常に意識したい。
- ・児童相談所や支援機関等は、定期的な家庭訪問を行うなど、日頃から里親と顔なじみになり、子どもと里親のことを理解する必要がある。里親もこれを受け入れることが必要である。

第Ⅱ部 各論

1. 養育・支援

(1) 養育の開始

- ・里親及びファミリーホームにおける家庭養護は、子どもを養育者家族の生活の場である家庭に迎え入れて行う公的な養育であり、「中途からの養育」であることがその特徴である。
- ・養育者が子どもを迎え入れるとき、ともに生活する仲間として一緒に生活できることの喜びを子どもに伝えることから養育が始まる。
- ・子どもたちのそれまでの生活や人生を尊重し、不安や戸惑いがあることを前提として迎える。家庭に新しいメンバーが加わることによる変化は決して小さいものではなく、子どもたちが、養育者家庭の一員として落ちつくまでに要する時間も、子どもの個性や年齢、背景によって異なることを理解する。
- ・また、迎える家庭の構成員が、子どもを迎えることを望み、納得していることが重要である。
- ・既に受託している子どもや実子を含む、生活を共にしている子どもへの事前の説明や働きかけを行うとともに、心の揺れ動きなどに十分に配慮する。

(2) 「中途からの養育」であることの理解

- ・実親子関係は根源的な人間関係である。その関係から引き離され、あらたな養育者と関係を形成することの重要性と、それに伴う子どもの困難さや行動上の課題等を理解した上で、子どもの育ち直しの過程を適切な対応により十分に保障する。
- ・子どもは被虐待的環境から安心・安全な環境に身を置くことで、養育者との関係や許容範囲などを確かめる行動や、いわゆる「赤ちゃん返り」と言われる退行を示すことがある。
- ・養育者がこうした行動を否定することなく受け入れることは、子どもの育ち直しの過程において必要不可欠である。
- ・養育者として対応に苦慮するときや対応方法が見つからない時等は、社会的養護の担い手として速やかに他者に協力を求めることが大切である。
- ・実子などを養育した過去の経験が、こうした子どもの養育過程において必ずしも有効に活用できないこともあり、むしろそうした体験が育ち直そうとしている子どもの養育を妨げる場合のあることを理解し、他者の助言や協力を求めることが必要である。
- ・子どもが抱えている否定的な自己認識を肯定的な認識に変化できるよう、子どもとともにそれまでの生育歴を反復して振り返り、整理することが必要である。

（３）家族の暮らし方、約束ごとについての説明

- ・「日課」や「規則」がなく、集団生活ではない、あるいは、その要素が緩やかなことが家庭養護の良さである。しかし、ルールが全く無い、あるいは必要はないということではなく、個々の家庭には、その家庭の暮らし方がある。
- ・迎える子どもに、最低限必要な家庭の決まりを説明して、その子どもの意見を聞いた上で、合意を得ることが必要である。
- ・子どもと合意を得ることは、迎える家庭が、その家庭らしさを保つためであり、また、家庭に迎える子どもの適応を助け、暮らしやすさを実現するためにも必要である。
- ・細かすぎるルールを養育者が子どもに強要するのではなく、子どもの年齢や状況に応じて、子ども自身の意見を参考にして、適宜見直すことが必要である。

（４）子どもの名前、里親の呼称等

- ・子どもの「姓」、子どもの「名前」は、その子ども固有のものであり、かけがえないものである。
- ・子どもを迎え入れた里親の姓を通称として使用することがあるが、その場合には、委託に至った子どもの背景、委託期間の見通しとともに、子どもの利益、子ども自身の意思、実親の意向の尊重といった観点から個別に慎重に検討する。
- ・里親の考え方もあるが、里親だけで決められるものではなく、関係者間での方針の確認が必要である。
- ・里父や里母の呼称について、お父さん、お母さん、おじさん、おばさん、〇〇（里親姓）のお父さん、お母さんなど受託された子どもの状況で決める。
- ・里親として子どもを迎えたことを近隣にどう伝えるかは、養育里親である場合や養子縁組希望里親の場合とでは子どもの状況が異なるため、よく検討して進める必要がある。
- ・養子縁組を希望する場合などは、子どもの年齢に応じて里親姓である通称を使用し、近隣や地域、学校等の関係者への説明や理解を得るよう働きかけることも大切である。

（５）幼稚園や学校、医療機関等との関係

- ・学校等は、子どもが１日の多くの時間を過ごす大切な生活の場である。学校との良好な協力関係を築くことにより、保護者と教師という関係だけでなく、同じ支援者の立場でのより有効な子どもへの支援に結びつけることができる。
- ・子どもが通う幼稚園や学校には、社会的養護を必要とする子どもの養育であることを伝え、よき理解者となってもらえるよう、働きかけることが必要である。
- ・子どもも、新しい生活の場に移行したことで幼稚園・学校で落ち着かず、順調にいかないこともある。里親側が心を閉じると、養育上の様々なリスクを高めて

しまい、子ども自身に負荷をかけることもある。

- ・医療機関によっては、里親が社会的養護である家庭養護について説明しなくてはならない負担感を感じることもある。
- ・しかし、あきらめず必要な説明をするとともに、里親が抱えた思いを信頼できる人に聞いてもらったり、里親経験者の工夫や里親支援担当者からアイデアを聞いたりし、周囲に理解を求めていく姿勢を保つことが求められる。
- ・児童相談所の職員等が、新規委託児童の通う幼稚園や学校に里親とともに出向き、園長、校長、担任らに里親養育の理解を求めるための事前説明をし、子どもの姓の扱いなど要点を含めて確認する機会をもつ取組がなされている。社会との関係形成のプロセスに、必要に応じて児童相談所等の関係機関に支援を求めること、説明する言葉を得るためにしおり等を活用することも有効である。

(6) 子どもの自己形成

- ・子どもの人生は、生まれた時から始まっている。自己の生き立ちを知ることは自己形成において不可欠である。真実告知は行うという前提に立ち、子どもの発達や状況に応じて伝え、子どもがどう受け止めているかを確かめつつ、少しずつ内容を深めていくことが大切である。
- ・「真実告知」は、単に「血縁上の親が別にいること」「養育者と血のつながりがいないこと」を告げるという意味ではなく、主たる養育者である里親等が、「この世に生を受けたことのすばらしさ」「あなたと共に暮らせるようになった喜び」や子どもの生き立ちなどについて、嘘の無い「真実」として子どもに伝えることである。その「真実」をどのように表現をするかを配慮しなければならない。
- ・思春期の場合や小学校で行われる「生き立ちについての授業」などには、他の里親の経験や児童相談所からのアドバイス等を参考にして、学校関係者とも必要な理解や配慮の共有に努めながら、具体的に対処する。そのためにも、教育関係者との連携を日常的に築いておくことが重要である。
- ・真実告知のタイミングは、里親等が児童相談所や支援機関と相談の上、行うことが望ましい。
- ・ライフストーリーワークなど子どもの生きてきた歴史や子どもに寄せられて来た思いを綴り、写真や数値、できるようになったこと、かかわってくれた人・物などとともに記録としてまとめることも、子どもが、自らを「他者と違う固有の存在」「尊厳をもった大切な自分」であると気づき、自分を大切にし、誇りをもって成長するために有効である。

(7) 実親との関係

- ・子どもにとっての実親は、子どもが自身を確認する上での源である。子どもの前で子どもの親の否定をしない。また、子ども自身から実親のことが語られる場

面では、どう語られるかに耳を傾けるとともに、話されたことに養育者がどう応答するかについて配慮する。

- ・ 一見身勝手に思える実親の行動や態度に対し、背景にある実親なりの事情や実親自身の思いが十分に理解できず、養育者として否定的な感情を持つこともある。そのことを実親も敏感に察し、積極的な子どもへのかかわりを躊躇することも考えられる。養育者として実親の状況の理解や共感に努める姿勢は、子どものためにも必要である。
- ・ 子どもが実親に怒りを持ったり、実親に会えないことを自己否定的にとらえたり、里親等への配慮から実親について尋ねたい気持ちに遠慮することもある。実親について語ることを家庭内でのタブーとしないことも重要である。
- ・ 子どもの実親についての受け止め方は、養育者との生活のなかで変化し、子どもの心や日常生活、生き方に大きな影響を与える。子どもの立場に立って実親への思いを理解することが、養育者に不可欠である。児童相談所とも情報を共有し、見通しを確認する。
- ・ 実親が複雑で深刻な事情を抱えている場合もあり、実親の子どもに対する思いも様々である。実親が子どもを養育できないことの背景にある個々の問題を踏まえ、実親の抱える課題や生活問題に、子どもと里親等が巻き込まれないようにしながら、子どもと実親との交流そのものは保証する。
- ・ 一定のルールのもとで、実親との面会、外出、一時帰宅などの交流を積極的に行う。実親とのかかわりが、子どもの生活や福祉、里親等とその家族の生活を脅かす場合に限り、交流が制限される。
- ・ 交流をどのように行うかについては、養育者と児童相談所が協議し、子ども自身の意見を踏まえて決定する。交流の実施状況を児童相談所が把握し、トラブルが生じた場合の対応を明確にしておくことも大切である。
- ・ 実親の状態が不明な場合、実親の状況が子どもに伝えられていない場合、望んでも実親との交流がかなわない場合、子どもが交流を希望しない場合や、虐待を受けた子どもの場合など、子どもの状況を踏まえて、適切な配慮を行う。
- ・ 実親との交流により、子どもが不安定になり、意欲の低下や体調等を崩す場合もある。交流後の子どもの様子を把握し、気持ちをくみ上げるコミュニケーションを心がけるなど、個々の子どもの状況に応じて対応する。

(8) 衣食住などの安定した日常生活

- ・ 里親等が提供する養育だけが、子どもの心身を安定させ、成長させ、生きる力を増進させるのではなく、里親等と里親等家族の存在、家族間の関係、食事、生活習慣、余暇の過ごし方などあたりまえの生活や親族・友人・地域との関係など里親等家庭での暮らしそのものが子どもを育むことを理解する。
- ・ 子どもはこうした生活を通して将来の社会生活や成長して、家庭を作る場合に役立つ技術を身につけ、家庭生活のモデルを形成することができる。

(9) 実子を含む家族一人一人の理解と協力

- ・家庭に子どもを迎え入れるため、家族の一部は生活に参加しないということができない。先に受託している子どもを含め、家族全員が新しく迎え入れる子どもとの生活に影響を受けることを受け止める必要がある。
- ・養育者や児童相談所は、新たな子どもを受け入れられる状況であるか否か、家庭や子どもの状況のアセスメントを前提としたマッチングを行い、双方が判断する。
- ・養育者や児童相談所は、家庭養護は実子の養育体験とは、必ずしも同じではないこと、一人の子どもが加わることによって変化する家庭内の力動の変化や個人への影響があることを考慮する。
- ・養育者は受託している子どもとそれぞれ個別の時間やかかわりをもつように、実子と過ごしたり話したりする場面・時間も作ることが大切である。
- ・実子や既に受託している子どもに、適宜必要なことを説明する。生活を共有する立場である実子も、子どもとして意見表明できる雰囲気と関係を保つ。

(10) 子どもの選択の尊重

- ・子どもが興味や趣味に合わせて、自発的な活動ができるよう工夫する。子ども一人一人の選択を尊重する。子どもが自分の好みや要望を表現できる雰囲気を生活の中につくる。
- ・子どもが自分の要望を表明するとともに、他者の要望も受け止めながら、対話ができいていくように、ときには養育者が仲介しながらコミュニケーションの育ちを支える。

(11) 健康管理と事故発生時の対応

- ・子どもの状態や発達段階に応じて、体の健康や衛生面に留意し、健康上特別な配慮を必要とする子どもについては、児童相談所や医療機関と連携する。
- ・事故や感染症の発生など緊急時には、子どもの安全を確保する。児童相談所と緊急の連絡方法などを確認しておく。
- ・災害時の避難方法や子どもの安全確保について、養育者らで確認する。食料や備品類など災害時の備蓄等を行う。
- ・災害などに対して備えていることを養育者の責任として子どもにも説明し、実際に見せて確認し、安心感をもって生活できるよう配慮する。

(12) 教育の保障と社会性の獲得支援

- ・それまでの生育環境により、経験不足や基礎学力の不足など多くの課題を抱えている子どもにとって、学ぶ楽しさを取り戻し、さらには高校や大学などに進学

する学力を獲得することは、子どもが自尊心を回復し、自立への歩みを踏み出す契機としても重要なことである。

- ・子どもの学力の状態に応じて、学習意欲を十分に引き出しながら、学習が安定に向かうよう工夫して支援する。必要に応じて、学習ボランティアや塾の活用を考える。
- ・年齢や発達状況など個々の状態に応じた社会性の獲得を目指し、体験の幅を広げるとともに、社会に出て行く子どもには、社会の一員であることが自覚できるよう支援を行う。

（１３）行動上の問題についての理解と対応

- ・子どもが新しい環境や家族との関係に安心した時に表れる行動上の問題があることを理解する。
- ・子どもの行動にはメッセージが含まれていること、その子どもにとって何らかの意味があることを理解し、時には養育者同士で話すことで安心を得ることも大切である。心理的な支援を必要とする子どもについては、専門機関に相談する。
- ・性に関することをタブー視せず、子どもの年齢や発達状況に応じて、子どもの疑問や不安に答える。個別の状況に対応し、性の教育につながる支援を行う。

（１４）進路選択の支援

- ・子ども自身の思いや要望によく耳を傾け、一緒に検討していく姿勢をもち、子どもの進路や就職支援など自己決定や自己選択ができるように判断材料を一緒に収集するなどして支援する。
- ・子どもにとって見通しがもてるよう、児童相談所や実親等と十分に話し合うことも大切である。

（１５）委託の解除、解除後の交流

- ・円滑に委託解除できるよう、子どもの意向を尊重するとともに、児童相談所の里親担当者と子ども担当者を交え、十分に話し合う。
- ・進路決定後も可能な限り相談に応じ、つまずきや失敗など何らかの問題が生じた場合にも支援を心がける。
- ・進学や就職したあと、また成人したあとも、実家のようにいつでも訪問でき、また、相談に応じられるような交流を継続する。

（１６）養子縁組

- ・養子制度の意義は、保護者のない子ども又は家庭での養育が望めない子どもに温かい家庭を与え、かつその子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図るものである。

- ・ 普通養子縁組は、家庭裁判所の許可を受け、実親との法律上の関係は継続され、戸籍上は養子と記載される。特別養子縁組は、家庭裁判所の審判により、実親との親子関係は終了し、戸籍上は養親の長男・長女等と記載され、養子となる年齢に6歳未満という制限がある。
- ・ 養子制度は、永続的な養育が必要な子どもが、法的に親子関係を結び、より安定感を得ることができるようにする子どものための制度であり、跡継ぎを得るための制度ではないことを理解する必要がある。
- ・ 子どもを望みながら子どものない家庭や不妊治療を受けている家庭にとっては、里親制度や養子縁組制度が選択肢の一つとなるが、養育に困難さを覚えることもある。養親が子どもの最善の利益を実践することを理解するとともに、児童相談所や支援機関等で支えることが大切である。
- ・ 養子縁組成立後、児童相談所や里親会と離れてしまう養親も多い。しかし、親子の関係を築くなかで、様々な課題や問題が生じてくる。生い立ちなどの真実告知や実親への思いや葛藤、ルーツを探すことなどに、親子で対峙し、乗り越えることになる。先輩の養親や里親との交流や児童相談所への相談など、関係者や関係機関の支援を受けることが、よりよい親子の関係を結ぶことになる。

2. 自立支援計画と記録

(1) 自立支援計画

- ・ 児童相談所は、子どもが安定した生活を送ることができるよう自立支援計画を作成し、養育者はその自立支援計画に基づき養育を行う。
- ・ 自立支援計画には、子どもが委託される理由や育ってきた環境、養育を行う上での留意点や委託期間、実親との対応などが記載されているので、気になることは児童相談所に相談し、必要に応じて説明を受け、見通しを確認しながら、より子どもやその家族のことを理解する。

(2) 記録と養育状況の報告

- ・ 受託した子どもの養育状況を適切な文言で記録を書くことや報告することを通して、子どもや子どもに関係する状況に対する理解を深め、また、養育者自身が養育を客観的に振り返ることができる。
- ・ また、記録は子どもが家庭引き取りになる場合は、実親にとって子どもを理解する手段となり、養子縁組をする場合は、成長の記録の一部となる。
- ・ 子どもの課題や問題点などだけでなく、できていること、良いところ、成長したところなど、ポジティブな側面も記録することは、子どものより正確な理解を促すことにもなる。
- ・ 子どもが行動上の問題を起こす場合もあるため、問題が生じた背景や状況を記録し、児童相談所から適切な支援を受ける。

- ・子どもの変化や状況を児童相談所に伝え、児童相談所と一緒に定期的に自立支援計画を見直す。

3. 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

- ・子どもを権利の主体として尊重する。子どもが自分の気持ちや意見を素直に表明することを保障するなど、常に子どもの最善の利益に配慮した養育・支援を行う。
- ・子どもが主体的に選択し、自己決定し、問題の自主的な解決をしていく経験をはじめ、多くの生活体験を積む中で、健全な自己の成長や問題解決能力の形成を支援する。
- ・つまずきや失敗の体験を大切にし、自主的な解決等を通して、自己肯定感を形成し、たえず自己を向上発展させるための態度を身につけられるよう支援する。
- ・子どもに対しては、権利の主体であることや守られる権利について、権利ノートなどを活用し、子どもに応じて、正しく理解できるよう随時わかりやすく説明する。

(2) 子どもを尊重する姿勢

- ・社会的養護を担う養育者として理解する必要がある倫理を確認し、意識化するとともに、養育者らは子どもの権利擁護に関する研修に参加し、権利擁護の姿勢を持つ。
- ・独立した養育の現場で子どもに密にかかわる者として、子どもが、生活の中で自分が大切にされている実感を持てるようにする。

(3) 守秘義務

- ・子どもが委託に至る背景や家族の状況など、養育者として知り得た子どもや家族の情報のうち、子どもを守るために開示できない情報については、境界線を決めて確認し、守秘義務を守り、知り得た情報を外部には非公開で保持する。
- ・近隣に話をしにくかったり、里親として子どもを養育していることを周囲にどう言えばよいかわからなかったりする里親も多い。「特別な子ども」として認識されることが目的ではないので、ごくあたりまえの家庭生活を送り、養育していることの理解を得る。

(4) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境

- ・日常的に子どもが自分を表現しやすい雰囲気をつくり、自分の思いをいったん受け止めてもらえる安心感や養育者との関係を確保することが養育の要であるこ

とを、養育者が理解する。

- ・併せて、子どもが相談したり意向を表明したりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備しておく。また、そのことを子どもに伝え、子どもが理解するための取組を行う。
- ・子どもの側からの苦情や意見・提案に対しては、迅速かつ適切に対応する。
- ・子どもの希望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明する。

（５）体罰の禁止

- ・体罰は、子どもにとっては、恐怖と苦痛を与えるものであり、ある行為を止めさせる理由を教えることにはならない。
- ・体罰はある行為を止めさせる即効性のある方法であるが、体罰という方法では、理由があれば力で他者に向かってよいことを結果として教えることになってしまう。また、子どもに自己否定感を持たせることとなる。それらの理由から、体罰がなぜ養育の方法として適切でないかを理解する。
- ・養育者はいかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わない。体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを通して、体罰を伴わない養育技術を習得することも大切である。

（６）被措置児童等虐待対応

- ・子どもが里親家庭やファミリーホームでの生活に安定した頃に起こる試し行動や退行による行動、思春期の反抗など様々な行動に養育者は戸惑いながらも、対応する経験を重ねていくことで子どもとともに成長していく。
- ・しかし、時に子どもの行動が激しくなり、養育者の対応の限界を超えることがある。子どもも養育者も行き詰まった上での不適切な対応が、被措置児童等虐待に結びつくことを理解する。
- ・体罰や子どもの人格を辱める行為、子どもに対する暴力、言葉による脅かしなどは不適切なかかわりである。子どもを大切に養育したいという思いが先行し、しつけから逸脱することがないようにする。
- ・被措置児童等虐待防止のもつ意味とそのための取組について、十分に認識し、養育者のみならず、実子による受託した子どもへの虐待、受託した子ども間の暴力等も想定した予防体制が必要である。
- ・養育者も一人の人として不適切な対応をすることもある。そうした場合、子どもがそのことを表明したり、子どもから第三の大人など他者に伝えることはできるし、伝えてほしいなど、養育者が子どもに説明する。
- ・里親家庭やファミリーホームが密室化しないための、第三者の目や意見を取り込む意識を持ち、工夫する。

4. 関係機関・地域との連携

(1) 関係機関等との連携

- ・子どもの最善の利益を実現するために、児童相談所や関係機関と連携し、子どもや家族の情報を相互に提供し、共有する。未成年後見人がある場合にも、連携し、情報を共有する。
- ・乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター等の施設は、地域の社会的養護の拠点であり、里親支援の役割も持つことから、里親等は、社会的養護の担い手として、施設等と良きパートナーシップを構築し、連携する。
- ・施設との関係を活かすには、施設側の里親理解、里親側の施設理解がともに必要である。
- ・施設の里親支援専門相談員は、児童相談所の里親担当職員等とともに、里親等の家庭訪問や、相談への対応、レスパイトの調整など、施設機能を活かして里親等の支援を行う。
- ・ファミリーホームは、地域における社会的養護の一つの拠点として存在する。子どもたちが地域の子どもとしてあたりまえに生活することは、地域の子どもにとっても大切である。
- ・里親やファミリーホームが、課題の多い子どもを受託し、専門的な支援を行う場合には、地域にある社会資源を活用し、また、支援を得るため、関係機関等と特に密接に連携することが必要である。

(2) 地域との連携

- ・社会的養護を必要とする子どもの養育に対して地域の人々の理解を得るために、子どもと地域との交流を大切にし、コミュニケーションを活発にする取り組みを行うなど、養育者の側から地域への働きかけを行う。
- ・ファミリーホームでは、必要に応じ、ボランティアを受け入れる場合もあるが、実子や受託している子どもと同世代や、子どもが学校などで関係のある人材によるボランティアの受け入れには配慮する。

5. 養育技術の向上等

(1) 養育技術の向上

- ・養育者らは、子どもの養育・支援及び保護者に対する養育に関する助言や支援が適切に行われるように、研修等を通じて、必要な知識及び技術の習得、維持及び向上に努める。
- ・社会的養護に携わる者として、養育者一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、地域の関係機関など、様々な人や場とのかかわりの中で共に学び合い、活性化を図っていく。

- ・研修などの場で養育者が「できていない」ことを開示できる安心感を確保する。
- ・ファミリーホームでは、主たる養育者は、養育者だけでなく補助者についても、資質向上のため研修会等への参加の機会を設ける。

(2) 振り返り（自主評価）の実施

- ・養育者らは養育のあり方をより良くしていくためには、できていないことや課題の認識とともに、養育の中ですでにできていること、子どもに表れているよき変化等もあわせてとらえ、多面的に振りかえっていくことが必要である。
- ・ファミリーホームでは、運営や養育内容について、自己評価、外部の評価等、定期的に評価を行う。養育者だけでなく、子どもも相談できる第三者委員を置くことは、ファミリーホームの養育の質を高める方法である。

児 発 第 4 8 9 号
平成12年5月1日

【一部改正】平成13年3月30日雇 児 発 第 1 9 1 号
【一部改正】平成17年3月31日雇児発第0331005号
【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403003号
【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627004号
【一部改正】平成23年3月30日雇 児 発 0 3 3 0 第 3 号
【一部改正】平成24年3月29日雇 児 発 0 3 2 9 第 8 号
【一部改正】平成25年6月7日雇 児 発 0 6 0 7 第 2 号

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生省児童家庭局長

地域小規模児童養護施設の設置運営について

児童養護施設に入所している子どもについては、早期の家庭復帰を通じた自立支援を図る観点から家庭環境の調整に取り組んでいただいているところであるが、地域の中の住宅地などに新たな小規模な施設を設置し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で生活体験を積むことにより、入所している子どもの社会的自立が促進されるよう、別紙の通り「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」を定め、平成12年10月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

(別紙)

地域小規模児童養護施設設置運営要綱

1. 目 的

地域小規模児童養護施設（児童養護施設における本体施設の分園（グループホーム）のうち、この要綱に定める基準に適合するものとして都道府県知事、指定都市市長又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）の指定を受けたものをいう。以下同じ。）は、地域社会の民間住宅等を活用して近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施することにより、子どもの社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

2. 運営主体

地域小規模児童養護施設の運営主体は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって、すでに本体施設を運営しているものとする。

3. 対象となる子ども

地域小規模児童養護施設の対象となる子どもは、児童養護施設に入所する子どものうち、本体施設から離れた家庭的な環境の下で養育することが適切なものとする。

4. 定員等

地域小規模児童養護施設の定員は、本体施設とは別に6人とし、常に現員5人を下回らないようにすること（ただし、指定の直後はこの限りでない。）。

また、地域小規模児童養護施設は本体施設に対する分園としての位置付けであることから、施設の認可定員は、本体施設の定員と地域小規模児童養護施設を含む分園（グループホーム）の定員を合算したものであること。なお、本体施設及び地域小規模児童養護施設を除く分園（グループホーム）の措置費の算定に当たっては、地域小規模児童養護施設の定員は含まずに算定すること。

5. 設備等

（1）日常生活に支障がないよう必要な設備を有し、職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること。

（2）個々の入所している子どもの居室の床面積は、一人当たり4.95㎡以上（幼児については3.3㎡以上）とすること。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあつては、なお従前の例による。

なお、原則として、一居室当たり2人までとすること。

（3）居間、食堂等入所している子どもが相互交流することができる場所を有していること。

(4) 保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならないこと。

6. 職 員

(1) 地域小規模児童養護施設専任の職員として児童指導員又は保育士を2人置くこと。

(2) その他の職員（非常勤可）を置くこと。

7. 運営に当たっての留意事項

(1) 地域小規模児童養護施設は、本体施設から援助が得られる等常に適切な対応がとれる場所で実施するものとする。

(2) 施設の運営に当たっては、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、学校及び入所している子どもの家庭等と密接に連携を取り、入所している子どもに対する自立支援が円滑かつ効果的に実施されるよう努めなければならない。

(3) 特に、地域における近隣関係については、子どもは地域において育成されるという観点に立ち、積極的に良好な関係を築くよう努めること。

(4) 本体施設から地域小規模児童養護施設に移行する子ども及びその保護者に対しては、事前にこの施設の目的及び内容を十分説明することにより、円滑な施設運営が実施されるよう留意すること。

8. 経 費

地域小規模児童養護施設の運営に要する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）によるものとする。

9. 対象施設等

地域小規模児童養護施設の指定を受けようとする者は、都道府県知事等に対して申請を行い、次により都道府県知事等が指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）民生主管部（局）長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、地域小規模児童養護施設を新たに指定し、又は指定を取り消したときは、別添様式2により遅滞なく同課長まで報告すること。

(1) 本体施設において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 本体施設1施設につき2か所を超える地域小規模児童養護施設を指定しようとするときは、当該施設の小規模化及び地域分散化の取組状況等を勘案するとともに、事前に当局家庭福祉課と協議の上で行うこと。

雇児発第0330008号
平成17年3月30日

【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403021号
【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627003号
【一部改正】平成22年6月4日雇児発0604第2号
【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第2号
【一部改正】平成24年4月5日雇児発0405第12号
【一部改正】平成25年6月7日雇児発0607第1号

都道府県知事
各指定都市市長殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について

近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等の入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしている子どものケア（養育）には、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。

このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙のとおり、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、平成16年5月6日雇児発第0506002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の施行に伴い廃止する。

おって、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱

1. 目的

児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設（以下「児童養護施設等」という。）において、小規模なグループによるケア（養育）を行う体制を整備することにより、児童養護施設等のケア形態の小規模化を推進することを目的とする。

2. 対象施設

児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを推進している施設とする。

3. 対象となる子ども

小規模なグループによるケアが必要な子どもとする。

4. 人数

小規模なグループによるケア単位の定員は、施設の種別に応じ、原則として次のとおりとする。

- ① 児童養護施設 6人以上8人以下
- ② 乳児院 4人以上6人以下
- ③ 情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 5人以上7人以下

5. 設備等

- (1) 小規模なグループによるケアは、各グループにおいて居室、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室、便所等（乳児院にあっては、寝室及び対象となる子どもの発達状況に応じて必要となるほふく室等、浴室、便所等の必要な設備）を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。

ただし、乳児院はその特性や役割に十分留意する必要があるため、①夜間は間仕切りを空けたり、子どもを一部屋に集めて複数グループで一緒に就寝させるなどの運営が可能であること、②隣り合った2グループで台所と浴室を共通とすることができること。

- (2) 入所している子どもの居室（乳児院にあっては寝室）の床面積は、施設の種別に応じ、次のとおりとすること。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあっては、なお従前の例による。

- ① 児童養護施設 1人当たり4.95㎡以上（乳幼児のみの居室については3.

3 m²以上)

② 乳児院 1人当たり2.47 m²以上

③ 情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 1人当たり4.95 m²以上

(3) 小規模なグループによるケアは、①本体施設の敷地内で行うものと②本体施設の敷地外においてグループホームとして行うもの（以下「分園型小規模グループケア」という。）とがあること。

6. 職員

小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として各グループにつき児童指導員又は保育士（児童自立支援施設にあっては、児童自立支援専門員又は児童生活支援員）1名及び管理宿直等職員（非常勤可）を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。

なお、管理宿直等職員は、管理宿直を行う職員の配置のほか、繁忙時間帯の家事支援を行うパートタイム職員の配置にも活用できるものであること。

7. 運営に当たっての留意事項

- (1) 小規模なグループによるケアを行うにあたり、施設内において、当該グループによるケアの位置づけを明確にすること。
- (2) 分園型小規模グループケアについては、本体施設の職員等との連携が可能な場所において実施する必要があること。
- (3) 小規模なグループによるケアを行う場合には、職員の相互連携を図るとともに、入所している子どもにも説明を行うなど、施設内の他の子どものケアに支障がないように配慮すること。

8. 経 費

小規模グループケアの運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によるものとする。

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。

なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）民生主管部（局）長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、(3)による指定をしたときは、(3)①の計画の写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。

- (1) 当該施設において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規

定により都道府県が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 1 本体施設について、小規模グループケアを6か所まで指定できること。

(3) (2)において小規模グループケアを3か所以上指定する場合は、次の①及び②のすべての要件を満たすものとする。

① 次の内容を含む小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。

ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。

イ ファミリーホーム（児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を2か所以上開設又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。

ウ 児童養護施設にあっては本体施設の定員を45人以下とし、乳児院にあっては本体施設の定員を35人以下とする。

② 本体施設に入所する子どもの里親への養育委託を積極的に推進するとともに、里親の新規開拓及び里親に対する相談、養育指導、レスパイト・ケア、相互交流等の支援を行うこと。

(4) (3)の定めにかかわらず、平成24年度において3か所以上の小規模グループケアを指定している本体施設にあっては、なお従前のおり指定することができるものであること。

(5) 次の場合には認められないこと。

① 居室（乳児院にあっては寝室）がないもの

② 居間・食堂などの交流スペースがないもの（乳児院にあっては、対象となる子どもの発達状況に応じて必要となるほふく室等がないもの。ただし、寝室とほふく室等を同一の部屋の中に仕切りを設けて適切に設置することは差し支えない。）

③ 居室・居間（食堂）はあるが、その他生活に必要な台所・浴室・便所が欠けているもの（乳児院にあっては、浴室、便所等の設備が必要となる子どもを対象とする場合に当該設備が欠けているもの）

④ 本体施設とは別に施設整備費の加算を受けて整備した設備（親子生活訓練室等）を転用するもの

⑤ 小規模グループケア全体で対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が5人（乳児院にあっては3人、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設にあっては4人）を下回っているもの

(6) 指定を受けた施設についてであっても、やむを得ないと認められる事由がなく、実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。

雇児発 0405 第 11 号

平成 24 年 4 月 5 日

[一部改正]平成 27 年 12 月 11 日 雇児発 1211 第 4 号

平成 28 年 6 月 20 日 雇児発 0620 第 16 号

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別
対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について

児童養護施設等の入所児童については、早期の家庭復帰等を支援する体制を強化するとともに、被虐待児童等に対する適切な援助体制を確保するため、平成 11 年度より家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）及び心理療法担当職員の配置を行い、平成 13 年度より個別対応職員の配置を行い、順次対象施設を拡大するなど、その推進を図ってきたところである。

今般、新たに児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）を配置し、里親支援の充実を図ることとし、次に定めるところにより平成 24 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適切かつ効果的な運用を期されたく通知する。

なお、この通知の施行に伴い、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員についての既存通知を整理し、平成 16 年 4 月 28 日雇児発第 0428005 号当職通知「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」、平成 18 年 6 月 27 日雇児発第 0627002 号当職通知「児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設における虐待を受けた子ども等に対する適切な援助体制の確保について」、平成 13 年 8 月 2 日雇児発第 508 号当職通知「母子生活支援施設における夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児等に対する適切な処遇体制の確保について」、平成 17 年 4 月 20 日雇児福発第 0420003 号当局家庭福祉課長通知「児童養護施設等の職業指導員加算分保護単価の採択方針について」及び平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612014 号の 4 当職通知「児童養護施設における医療的支援体制の強化について」は、廃止する。

おって、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の

規定に基づく技術的な助言である。

第1 家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）

1 趣旨

虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童の保護者等に対し、児童相談所との密接な連携のもとに電話、面接等により児童の早期家庭復帰、里親委託等を可能とするための相談援助等の支援を行い、入所児童の早期の退所を促進し、親子関係の再構築等が図られることを目的とする。

2 配置施設

家庭支援専門相談員を配置する施設は、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設とする。また、定員30人以上の上記施設にあっては、家庭支援専門相談員を2人配置する施設。

3 資格要件

家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設等において児童の養育に5年以上従事した者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

4 家庭支援専門相談員の業務内容

（1）対象児童の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務

- ① 保護者等への施設内又は保護者宅訪問による相談援助
- ② 保護者等への家庭復帰後における相談援助

（2）退所後の児童に対する継続的な相談援助

（3）里親委託の推進のための業務

- ① 里親希望家庭への相談援助
- ② 里親への委託後における相談援助
- ③ 里親の新規開拓

（4）養子縁組の推進のための業務

- ① 養子縁組を希望する家庭への相談援助等
- ② 養子縁組の成立後における相談援助等

（5）地域の子育て家庭に対する育児不安の解消のための相談援助

（6）要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会への参画

（7）施設職員への指導・助言及びケース会議への出席

（8）児童相談所等関係機関との連絡・調整

（9）その他業務の遂行に必要な業務

5 留意事項

- （1）施設長は、対象児童の措置を行った児童相談所と密接な連携を図りその指導・助言に基づいて、家庭支援専門相談員をして具体的な家庭復帰、親子関係再構築

等の支援を行わせるよう努めること。

(2) 施設長は、家庭復帰等が見込まれる対象児童を把握し、家庭復帰等に向けた計画を作成し、それに基づき、家庭支援専門相談員をして支援を行うこと。

(3) 家庭支援専門相談員は、支援を行った内容について記録を備えるとともに、施設長はその評価を行うこと。

第2 里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）

1 趣旨

児童養護施設及び乳児院に地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援を行い、里親委託の推進及び里親支援の充実を図ることを目的とする。

2 配置施設

里親支援専門相談員を配置する施設は、里親支援を行う児童養護施設及び乳児院とする。

3 資格要件

里親支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者又は児童養護施設等（里親を含む。）において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するものでなければならない。

4 里親支援専門相談員の業務内容

- (1) 里親の新規開拓
- (2) 里親候補者の週末里親等の調整
- (3) 里親への研修
- (4) 里親委託の推進
- (5) 里親家庭への訪問及び電話相談
- (6) レスパイト・ケアの調整
- (7) 里親サロンの運営
- (8) 里親会の活動への参加勧奨及び活動支援
- (9) アフターケアとしての相談

5 施設の指定等

里親支援専門相談員を配置して里親支援を行おうとする施設は、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、次に定めるところにより都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）

の民生主管部（局）長は、当該年度の４月末日までに別紙様式１により、この指定の結果を、また、実施状況については、翌年度４月末日までに別紙様式２により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

- （１）児童福祉法第４５条第１項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、施設の運営が適正に行われている場合に限ること。
- （２）１か所の施設について里親支援専門相談員の加算は１人分とすること。
- （３）指定する施設については、平成２０年４月１日雇児発０４０１０１１号当職通知「里親支援機関事業の実施について」に基づき、あわせて里親支援機関に指定することが望ましい。

６ 留意事項

- （１）里親支援専門相談員は、児童と里親の側に立って里親委託の推進と里親支援を行う専任の職員とし、施設の直接処遇職員の勤務ローテーションに入らないこと。
- （２）里親支援専門相談員は、必要に応じて、施設の所在する都道府県等の所管区域を越えて里親支援を行うことができる。

第３ 心理療法担当職員

１ 趣旨

虐待等による心的外傷等のため心理療法を必要とする児童等及び夫等からの暴力等による心的外傷等のため心理療法を必要とする母子に、遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を実施し、心理的な困難を改善し、安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等を図ることにより、対象児童等の自立を支援することを目的とする。

２ 配置施設

心理療法担当職員を配置する施設は、次の施設とする。

- （１）児童養護施設にあっては、心理療法を行う必要があると認められる児童１０人以上に心理療法を行う施設
- （２）児童自立支援施設にあっては、心理療法を行う必要があると認められる児童１０人以上に心理療法を行う施設及び定員１０人以上につき１人心理療法担当職員を配置する施設
- （３）乳児院にあっては、心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者１０人以上に心理療法を行う施設
- （４）情緒障害児短期治療施設にあっては、定員９人につき１人、定員８人につき１人又は定員７人につき１人、心理療法担当職員を配置する施設
- （５）母子生活支援施設にあっては、心理療法を行う必要があると認められる母又は子１０人以上に心理療法を行う施設

３ 資格要件

心理療法担当職員は、次の資格要件を満たす者でなければならない。

- （１）乳児院、児童養護施設又は母子生活支援施設に配置する場合
学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学の学部で、心理学を

専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

(2) 児童自立支援施設に配置する場合

学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するもの

(3) 情緒障害児短期治療施設に配置する場合

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第73条第3項の規定によるものとする

4 心理療法担当職員の業務内容

- (1) 対象児童等に対する心理療法
- (2) 対象児童等に対する生活場面面接
- (3) 施設職員への助言及び指導
- (4) ケース会議への出席
- (5) その他

5 留意事項

- (1) 施設長は、心理療法の実施に当たっては、児童等の自立支援計画に明確に位置付け、それに基づき行うものとする。
- (2) 施設長は、児童の措置を行った児童相談所又は母子の保護を行った福祉事務所と密接に連携し、その指導・助言に基づいて心理療法等を行うよう努める。なお、心理療法の実施については、精神科の嘱託医等の意見を聴くことが望ましい。
- (3) 心理療法担当職員は、常勤職員であることが原則であるが、当面、常勤的非常勤職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員、複数の非常勤職員により左記の時間数等を満たす場合を含む。）及び非常勤職員でも可とする。
なお、児童自立支援施設において、定員10人以上につき1人心理療法担当職員を配置する場合及び情緒障害児短期治療施設において、定員9人につき1人、定員8人につき1人又は定員7人につき1人心理療法担当職員を配置する場合には常勤職員とする。
- (4) 心理療法は、年間を通しておおむね週5日程度実施する。なお、母子生活支援施設においては、母子の就労等の関係から休日・夜間における実施にも配慮すること。
- (5) 心理療法を行うための部屋（専用室が望ましい）及び必要な設備を有すること。
- (6) 乳児院及び児童養護施設の心理療法担当職員は、対象となる子どもの保護者等に対して、定期的な助言・援助を行うため、児童相談所等と連携をはかりながら、積極的な家庭への訪問指導を行うものとする。
- (7) 必要に応じて、退所後の訪問指導を行うなど配慮すること。

- (8) 心理療法担当職員は、1施設に1人の配置であるため人材育成を行いにくい職種であることから、心理学を修めた者を児童指導員や個別対応職員などとしても採用するなどにより、人材育成を図ることができる。

第4 個別対応職員

1 趣旨

虐待を受けた児童等の施設入所の増加に対応するため、被虐待児等の個別の対応が必要な児童への1対1の対応、保護者への援助等を行う職員を配置し、虐待を受けた児童等への対応の充実を図ることを目的とする。

2 配置施設

個別対応職員を配置する施設は、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設とする。

3 個別対応職員の業務内容

- (1) 被虐待児童等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接
- (2) 当該児童への生活場面での1対1の対応
- (3) 当該児童の保護者への援助
- (4) その他

第5 職業指導員

1 趣旨

勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援することを目的とする。

2 配置施設

職業指導員を配置する施設は、実習設備を設けて職業指導を行う児童養護施設又は児童自立支援施設とする。

3 職業指導員の業務内容

- (1) 児童の職業選択のための相談、助言、情報の提供等
- (2) 実習、講習等による職業指導
- (3) 入所児童の就職の支援
- (4) 退所児童のアフターケアとしての就労及び自立に関する相談援助

4 施設の指定等

職業指導員を配置して職業指導を行おうとする施設は、都道府県知事等が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。

指定するに当たっては、あらかじめ別紙様式3により、毎年度、当局家庭福祉課

に協議の上で行うこと。また、職業指導員の活動状況及び成果については、別紙様式4により、翌年度4月末日までに、当局家庭福祉課長まで報告すること。

1か所の施設について職業指導員の加算は1人分とすること。

なお、次に掲げる場合は配置することができない。

- (1) 指導のための準備を含めた職業指導に係る総活動時間が常勤職員として相応しくない場合（他の職種を兼務している等）
- (2) 指導が必要となる対象児童が少ない場合
- (3) 指導内容が学校教育における指導か塾等に通うことで得ることが一般的な場合（英会話、パソコンの資格取得、調理業務など）
- (4) 直接処遇職員を兼務し、勤務ローテーションに入っている場合

第6 医療的ケアを担当する職員

1 趣旨

被虐待児や障害児等継続的な服薬管理などの医療的ケア及び健康管理（以下「医療的ケア」という。）を必要とする児童に対し、日常生活上の観察や体調把握、緊急時の対応などを行い医療的支援体制の強化を図ることを目的とする。

2 配置施設

医療的ケアを担当する職員を配置する施設は、医療的ケアを必要とする児童が15人以上入所している児童養護施設とする。

3 資格要件

医療的ケアを担当する職員は、看護師とする。

4 医療的ケアを担当する職員等の業務内容

- (1) 対象児童の医療的ケア及び緊急時における対応等
- (2) 医師又は嘱託医との連携
- (3) 常備薬の管理及び与薬
- (4) 病欠児及び早退児の観察
- (5) 入所者の健康管理及び身体発達上の相談への対応
- (6) 対象児童の医療機関への受診及び行事への付添
- (7) 入所者の健康上の相談への対応
- (8) 感染予防
- (9) 緊急時における医療機関との連絡調整
- (10) その他医療的ケアのために必要な業務

5 施設の指定等

医療的ケアを担当する職員を配置して医療的支援体制の強化を行おうとする施設は、都道府県知事等が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、次に定めるところにより都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県等の民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式

5により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

- (1) 児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、施設の運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 医療的ケアが必要と都道府県知事等が認めた対象児童が15人以上入所している場合に限ること。
- (3) 1か所の施設について医療的ケアを担当する職員の加算は1人分とすること。

6 留意事項

医療的ケアを担当する職員を配置する施設の長は、児童の日常の健康を把握するとともに、対象児童のケアについて、医療的ケアを担当する職員をして適切な支援が行われるよう努めること。

第7 経費

この通知に基づく職員の配置に要する経費については、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によるものとする。

(改正後全文)

雇児発 0330 第 9 号

平成 23 年 3 月 30 日

【一部改正】平成 23 年 9 月 1 日雇児発 0901 第 3 号

【一部改正】平成 24 年 3 月 29 日雇児発 0329 第 3 号

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

里親委託ガイドラインについて

里親制度の運営については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）等の関係法令及び平成 14 年 9 月 5 日雇児発第 0905002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運営について」、平成 2 年 3 月 5 日児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知「児童相談所運営指針」等に基づき行われているところであるが、今般、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市及びその児童相談所並びに里親会、里親支援機関、児童福祉施設等の関係機関が協働し、より一層の里親委託の推進を図るため、別紙のとおり「里親委託ガイドライン」を定めたので、積極的な取組をお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

里親委託ガイドライン

1. 里親委託の意義

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。

近年、虐待を受けた子どもが増えている。社会的養護を必要とする子どもの多くは、保護者との愛着関係はもとより、他者との関係が適切に築けない、学校等への集団にうまく適応できない、自尊心を持てないなどの様々な課題を抱えている。また、望まない妊娠で生まれて親が養育できない子どもの養育が課題である。子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護である里親委託が、これまでよりさらに積極的に活用されるべきである。

しかし、現実的には地域社会の変化や核家族化により、社会的養護を必要とする子どもが増加する中、虐待による影響など、様々な課題を抱えた子どもが多くなっている。一方このような子どもに対応できる里親が少ないこと、里親家庭においても家庭環境が変化していたり、里親制度への社会の理解不足から、里親委託が進まない事情がある。多様な子どもに対応できる様々な里親家庭、例えば、乳幼児、中・高校等高年齢児、障害のある子どもや非行児童などそれぞれに養育支援が可能な里親を開拓し、社会的養護の担い手としての里親の集団を形成することが望まれる。

現状においては、社会的養護を必要とする子どもの9割は施設養護となっており、里親等委託率（社会的養護を受ける子どものうち、里親及びファミリーホームへの委託の割合）の引上げが必要である。

併せて、児童養護施設等においてもできるだけ家庭的な養育を目指して養育単位の小規模化を推進していくことが必要である。

2. 里親委託優先の原則

家族は、社会の基本的集団であり、家族を基本とした家庭は子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。このため、保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養護は、家庭的養護が望ましく、里親委託を優先して検討することを原則とするべきである。特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが大切である。

社会的養護が必要な子どもを里親家庭に委託することにより、子どもの成長や発達にとって、

- ① 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる、
 - ② 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できる、
 - ③ 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる、
- というような効果が期待できることから、社会的養護においては里親委託を優先して検討すべきである。

もっとも、社会的養護を必要とする子どもの数に対して、必要な里親の数の確保は不十分であり、また、様々な課題を抱える子どもに対して、対応できる里親も少ない現状から、施設養護の役割も大きいものがあり、里親の充実に努めるとともに、施設養護の質の充実に努めていく必要がある。

3. 里親委託する子ども

里親に養育を委託する子どもは、新生児から高年齢児まですべての子どもが検討の対象とされるべきであり、多くの課題を持ち、社会的養護を必要としている子どもの多様さを重視し、子どもと最も適合した里親へ委託する。

(1) 保護者による養育の可能性の有無

- ① 棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず、他に養育できる親族等がない子ども

長期的な安定した養育環境が必要であり、養育里親への委託と併せて、養子縁組を希望する里親を検討する。特に、特別養子縁組や普通養子縁組により法的にも安定した親子関係を築くことが望ましい。

- ② 将来は、家庭引き取りが見込めるが、当面保護者による養育が望めない子ども
- 家庭において、特定の大人との愛着関係の下で養育される中で、健全な心身の成長や発達を促すことが必要なことから、積極的に養育里親への委託を検討する。また、家庭復帰に向けて、保護者と子どもの関係調整のために、引き取り後の家庭生活を想定し、必要な支援を行う。

(2) 子どもの年齢

- ① 新生児

特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、今後の人格形成に多大な影響を与える時期でもあることから、長期的に実親の養育が望めない場合は、子どもにとって安定し継続した家庭的な

養育環境を提供することが必要である。

また、委託の期間が限定されている場合も、特定の大人との関係を築くことは、健全な心身の成長や発達を促すことから、里親委託は有用である。

新生児については、障害の有無が明らかになる年齢を待ってから、里親委託を検討する考え方もあるが、心身の発達にとって大切な新生児の時期から里親委託を検討することが重要である。

また、望まない妊娠や若年の妊娠などハイリスクといわれる要支援家庭については、地域の保健機関や医療機関、子育て支援機関等と協力し、児童相談所が出産前から早期の相談支援に努める。

② 中学生や高校年齢の子ども

地域での生活や家庭生活の知識や技術を獲得するなどを通じ、今後の自立に向けた支援が可能である。また、子どもの状況に応じて、子どもが居住していた地域の里親に委託することにより、学校への通学や家庭での生活スタイルを大きく変えないで支援をすることができる。

高齢児を希望する里親が少ないという実情もあるが、年齢の高い里親など、中学生や高校生に対応できる里親を開拓し積極的に活用する。

なお、子ども本人に里親家庭で生活する意義を説明し、動機付けを十分に行う必要がある。

(3) 施設入所が長期化している子どもの措置変更

施設に長期間入所している子どもについては、施設が策定する毎年度の自立支援計画の見直しの際などには、児童相談所は適切な総合判断を行い、定期的に里親への委託を検討することが必要である。また、施設に配置されている家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員等と連携し、里親委託の推進を行う。

① 乳児院から措置変更する子ども

できるだけ早い時期に家庭的な環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、積極的に活用する。

現状では、乳児院から里親への措置変更よりも、児童養護施設への措置変更が多いが、乳児院入所児童の措置変更を行う場合には、原則として、里親委託への措置変更を検討する。

② 施設入所が長期化している子ども

施設入所検討時、里親委託を検討したがうまく里親と適合せず施設に入所措置している場合を含め、施設での生活を継続しているすべての児童について、常に里親委託の検討を積極的に行う。

③ 1年以上（乳幼児は6か月）面会等保護者との交流がない子ども

保護者の生活状況等を調査し、家庭引き取りが難しい場合は、保護者に対し、子どもの成長・発達における家庭養護の必要性について十分説明を行い、里親制度についての理解を得る。

④ 保護者の面会はあるが、家庭引き取りが難しい子ども

里親委託においても、面会や外泊等の交流ができることを丁寧に説明し、子どもの成長・発達における家庭養護の必要性について理解を得る。

⑤ 法第28条措置の更新により長期化している子ども

保護者が引き続き虐待のおそれがあるとして法第28条措置の更新が継続している場合においても、子どもの成長や発達には家庭的な養護は必要であり、里親委託の可能性を検討する。

(4) 短期委託が必要な子ども

保護者の傷病や出産等委託の期間が明確な子どもについては、短期での受け入れであれば受託可能な里親は比較的多いこともあり、積極的に里親委託を活用する。特に幼稚園等に通う幼児や学齡児、高年齡児は子どもが元々住んでいた地域での里親委託が可能であれば、引き続き通園や通学が可能となり、子どもにとっても大きく生活が変わらず、保護者との距離が近いことにより、子どもの情緒の安定や親子関係の安定が図られることもある。

(5) 個別的な支援を必要とする子ども

① 虐待を受けた子どもや障害等があり、特別な支援を必要とする子ども

集団での対人関係や施設での生活になじめず、施設等では不調になるおそれがある場合、又は不調になった場合には、子どもの状態に適合した専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。

また、保護者がいない、又は養育できないなどの子どものうち、虚弱、疾病、障害を有する子どもについては、最も適合する里親との調整を十分に行い、適切に養育できると認められる専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。

② 非行の問題を有する子ども

家庭復帰が困難で、かつ、施設の集団では対応が難しい場合は、子どもの状態に適合した専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。

(6) 里親へ委託することが難しい子ども

すべての子どもは里親委託を優先して検討するが、次のような場合は当面、施設措置を検討する。

- ① 情緒行動上の問題が大きく、施設での専門的なケアが望ましい場合
- ② 保護者が里親委託に明確に反対している場合（法第28条措置を除く）
- ③ 不当な要求を行うなど対応が難しい保護者である場合
- ④ 子どもが里親委託に対して明確に反対の意向を示している場合
- ⑤ 里親と子どもが不調になり、施設でのケアが必要と判断された場合

4. 保護者の理解

(1) 保護者への説明

保護者が養育できない場合、児童相談所が子どもの最善の利益となるよう里親や施設の選択を行うが、保護者へは十分説明を行い、里親委託について理解を求める。

特に、養育里親に委託することについて、保護者にとっては、「子どもを取られてしまうのではないか」「子どもが里親になつてしまうのではないか」「面会がしづらくなるのではないか」など里親委託へ不安を抱くことがあるので、以下の点を十分に説明する。

- ① 保護者へは里親制度、特に、養育里親と養子縁組を希望する里親との区別を説明し、里親は社会的養護の重要な担い手であり、児童相談所が引き続き支援を行う中で、保護者と協力し、子どもの養育を行うものであることを説明する。
- ② 養育里親による家庭的環境が子どもの健全な心身の発達や成長を促すものであることを説明し、社会的養護については、里親委託が原則であることを説明する。
- ③ 保護者との調整は基本的には児童相談所が行うが、対応困難な保護者等を除き、保護者と子どもとの面会や外泊、通信等については原則可能であることを説明し、その方法等については十分に保護者や里親と調整しておく。子どもや保護者の状況により、直接里親と保護者が連絡を取ることが不適切と判断した場合は、児童相談所が必要な調整等を行う。ただし、法第28条措置の場合や通信面会制限や接近禁止命令を受けた場合、対応が難しい保護者である場合、面会等が子どもの福祉を害する恐れがある場合は、児童相談所が面会等を適切と判断するまでは制限等することもできる。

(2) 保護者の承諾

保護者の承諾については、児童福祉法第27条第4項で「親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これをとることができない」と定められている。これは、これらの者が反対の意思を表明している場合には措置の決定を強行できないという意味であり、積極的な承諾がなくても、反対の意思表示がなければ、児童福祉法上、里親委託の措置を行うことは可能である。ただし、できる限り承諾が得られるよう努めることは必要である。

① 保護者の行方不明や意向が確認できない場合

保護者の行方不明や意向が確認できない場合も、児童福祉法第27条第4項の保護者の意に反することは確認できないこととし、措置をとることは可能である。

なお、都道府県が客観性を必要と認めるときは、児童福祉法第27条第6項（児童福祉法施行令第32条）により、里親委託の援助方針を児童福祉審議会に諮り、意見を聴取することは有用である。

里親委託後、行方不明等の保護者が現れた場合は、里親制度の意義を説明し、理解を求める。

保護者と連絡がとれなくなる場合を想定し、事前に里親委託への措置変更について了承することが明文化されている場合は、その承諾の撤回が明示的にされるまでは、その意思表示は有効であり、保護者の意に反する場合に当たらない。

② 施設入所は承諾するが、里親委託に反対の意向が明確な場合

本来、子どもの最善の利益を優先し、児童相談所が措置先を決定する仕組みであり、里親か施設かを保護者が選ぶ仕組みになっていないことについて説明する。里親委託に難色を示す保護者には、（１）①②③について十分に説明し、里親委託が原則であることを説明して、理解を求める。

なお、最終的に理解が得られない場合は、家庭裁判所の承認を得て行う法第２８条措置を除き、児童福祉法第２７条第４項により、親権者の意に反しては同条第１項第３号の措置をとることはできないので、結果として里親委託はできないことになる。

③ 児童福祉法第２８条による措置の場合

法第２８条措置においても、里親委託を行うことは可能である。この場合、子どもの安全の確保や保護者とのトラブルを回避するために、委託先を明らかにしないことも可能である。また、保護者と十分に話し合い、子どもの養育方法について児童相談所の指導に従う意向が示された場合は、委託先を伝えることも可能である。

ただし、家庭裁判所への法第２８条申立時に、里親委託することを明記しておく必要がある。また、保護者に子どもの措置先を伝えない必要がある場合には、家庭裁判所に提出する資料のうち措置先に関する記載のある部分については非開示を希望する旨を明示するとともに、審判書に里親名等を記載しないよう希望を述べておく必要がある。

④ 里親委託後、保護者が反対の意向に変化した場合等

里親委託後、保護者が反対の意向に変化した場合や行方不明の保護者が現れて保護者の意に反することが判明した場合は、（１）①②③について丁寧に説明し、理解を求める。

児童虐待等不適切な養育により家庭引き取りが困難で、かつ、保護者と児童相談所の意見が対立している場合は、一時保護や委託一時保護にするなど、子どもの安全確保を優先した上で、児童福祉審議会の意見の聴取や法第２８条の申立等の法的対応などを検討する。

また、子どもが里親家庭での生活を希望し、委託の継続を希望する場合は、子どもの意向を十分に聴いた上で、子どもの最善の利益を検討する。

５．里親への委託

（１）里親委託の共通事項

① 里親家庭の選定（マッチング）

里親に子どもを委託する場合は、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で委託の適否を含め判断を行うことが必要であるため、一定の期間が必要である。また、その子どもがこれまで育んできた人間関係や育った環境との連続性を大切にし、可能な限り、環境の変化を少なくするなどその連続性をできるだけ保てる里親に委託するよう努めることが望ましい。

子どもに関しては子どもの発達や特性、保護者との関係などアセスメントを行い、保護者との交流の有無や方法、委託の期間や保護者への対応方法などについて検討する。

里親に関しては、委託する子どもとの適合を重視し、里親の年齢、実子の養育経験、これまでの受託経験、幼児への養育が適した里親であるか、発達の遅れや障害等に対応できる里親であるか、また、保護者との対応が可能な里親であるかなど、里親の持つ特性や力量について考慮した上でマッチングを行う。特に、障害を有する子ども等で里親委託が望ましい場合は、経験豊富な里親を活用する。また、子どもの成長と養育者としての里親の体力を鑑み、里親委託を検討する。

なお、子どものアセスメントや里親と子どもの調整には、里親支援機関と連携することも有用である。

② 委託の打診と説明

里親委託を行う場合、里親に委託したい子どもの年齢、性別、発達の状況、委託期間の予定、保護者との交流等について伝え、里親家庭の状況や、実子や受託児童がいればその子どもの様子を確認した上で、受託可能かどうかについて打診する。受託可能という里親の意向が得られれば、具体的なケース説明を行う。なお、里親宅の家庭訪問を行うことは、里親家庭の直近の現状を改めて直接把握できることになり、有効である。

また、里親に対し、受託を断ることができることを伝え、受託できるかどうか、家族とも話し合い家族にも同意を得た上で受託の決定をするなど十分に考えてもらうことが大切である。

新生児委託や養子を前提にする場合は、保護者の意向が変わったり、子どもに障害や疾病が見つかることもあるので、里親には将来起こりうる変化について、十分に説明する。なお、説明の内容は記録することが望ましい。

③ 子どもと里親の面会等

子どもと里親の面会では、児童相談所の子ども担当と里親担当が分かれる場合は、その役割を明確にする。子ども担当は、子どもに対し、面会についての事前説明や、里親や里親家庭についての紹介をした上で、里親との面会がうまく進むよう支援する。一方、子どもが里親委託を断ることができることも説明する。里親担当は、里親に対し、子どもについての情報や留意点を伝えた上で、面会がうまく進むよう支援する。

施設に入所している子どもの場合は、当該施設との調整を行い、子どもと里親の関係づくりを協力してもらうよう依頼する。受託する里親の不安を軽減するために初回の面会までに子どもの日常の様子や子どもの反応などを施設から伝えてもらうことも必要である。

家庭から里親委託する場合は、必要に応じて里親と子どもとの面会を実施する。

このように里親委託までには、面会や外出、外泊など行い、また、外泊中に児童相談所が家庭訪問などを行い、里親と子どもの状況等の把握に努める。子どもの気持ちを大切にしながら、子どもが安心できるよう支援し、里親と委託する児

童との適合を調整することが重要であり、丁寧に準備を進めることが大切である。

里親委託にかかる調整の期間については、施設での面会や外出・外泊などの交流は里親側の負担等に配慮し、できるだけ長期にならないよう努め、長い場合でも概ね2、3か月程度を目安とする。子どもの不安感等にも配慮し、里親と子どもの両方の気持ちや状況を十分に把握し、交流を進める。委託開始は学齢児であれば学期の区切りに合わせるなど考慮することを踏まえ、里親と子どもの関係性を見極めた上で決定する。

なお、里親と児童相談所の子ども担当者、里親担当者、可能であれば保護者と、子どもの養育についての情報を共有し、常に連携できる体制を作っておくことも有用である。

また、里親には、委託の理由や経緯、子どもの発達や行動、保護者等家族の状況、養育の留意点や今後の見通しを説明するとともに、養育を適切に行うための必要な書類を交付し、里親など関係者と一緒に自立支援計画を立てることも必要である。

(2) 養育里親へ委託する場合

保護者へは養育里親と養子縁組を希望する里親との違いを丁寧に説明し、長期に委託する場合や数週間や1年以内など短期間委託するなど、ニーズに応じた多様な里親委託ができることを説明し、理解を得ることが大切である。

また、家庭引き取りが可能な子どもだけでなく、何らかの形で保護者との関係を継続する場合は、定期的な面会や外出等の工夫や親子関係の再構築の支援を行うなど、親子関係が永続的なものになるよう配慮することが必要である。また、現実的には親子関係を結ぶことが困難な子どもの場合も、子どもの保護者への気持ちをくみ取り、配慮することが必要である。

短期委託する場合、子どもの生活の変化を最小限に抑える観点から、児童相談所は市町村等の協力を得て、必要な調査をし、できるだけ居住する地域の近くの里親に委託することが望ましい。

その場合において、緊急を要するケースの場合は、児童委員や社会福祉主事等からあらかじめ児童相談所長に電話等による連絡で了解を得ることによって仮委託とするなど、弾力的な運用に配慮する。なお、仮委託を行った場合は、速やかに子どもの状況や保護者の状況等を調査し、養育里親への正式な委託に切り替える。

なお、仮委託のみで終了した場合は、緊急の保護を必要とした事例とみなして、委託一時保護として処理することとする。

委託の措置理由が消滅したと考えられる時期には、児童相談所が保護者の状況を確認し、委託の解除等措置の円滑な実施に努める。

また、家庭生活を体験することが望ましい児童福祉施設に入所している子どもについて、里親支援機関と協力する等により、夏休みや週末を利用して、養育里親へ委託を行う等積極的な運用をする。

(3) 専門里親へ委託する場合

虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもについては、アセスメントを丁寧に行い、慎重に委託を検討する。

専門里親に委託する子どもは、様々な行動上の問題を起こすことがある場合があり、児童相談所、施設や関係機関等と連携し、療育機関でのケアや治療を取り入れながら、委託された子どもと専門里親の調整を行い、きめ細やかな支援が必要である。特に、施設から措置変更で委託された場合は、必要に応じて、施設の指導員等子どもの担当職員やファミリーソーシャルワーカーに委託後の里親への助言や養育相談の支援を依頼する。

また、専門里親への委託期間は2年以内（必要と認めるときは、期間を超えて養育を継続することはできる）としているところであり、2年を経過した後の対応については、関係機関等で協議し、子どもへの説明等の時期を含め、速やかに対応する。

(4) 養子縁組を希望する里親の場合

児童福祉における養子制度の意義は、保護者のない子ども又は家庭での養育が望めない子どもに温かい家庭を与え、かつその子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図るものであることから、要保護児童対策の一環として、子どもと適合する養親と適正な養子縁組を結べるよう制度を活用する。

養子縁組を希望する里親の場合、子どもとの適合を見るために面会や外出等交流を重ね、里親の家族を含め、新しい家族となることの意志を確認する。

子どもとの面会等に際して、里親の呼び方など子どもへの紹介の方法はそれぞれの状況に応じて対応する。

また、養子里親の年齢は、子どもが成人したときに概ね65歳以下となるような年齢が望ましい。子どもの障害や病気は受け止めること、養子縁組の手続き中に保護者の意向が変わることがあることなどの理解を確認する。

養子縁組には、普通養子縁組と特別養子縁組があり、特別養子縁組は実親との親子関係が切れ、戸籍上は長男・長女等と記載される。しかし、裁判所での審判決定によることは記載され、実親をたどることはできることを説明する。

また、特別養子縁組の手続きは、養親となる者が居住地の家庭裁判所に申し立てを行い、6か月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立する。6か月の期間は申立時点から起算されるが、申し立てる前に、児童相談所から里親委託され、養育の状況が明らかな場合は、この限りではない。特別養子縁組は、父母による監護が著しく困難又は不相当である等特別の事情がある場合において、子どもの利益のために特に必要があると認められるときに成立するものであり、そのような場合には積極的に活用する。

なお、特別養子縁組の成立には、父母の同意が原則として必要とされるが、父母において子どもの利益を著しく害する事由がある等の場合には、父母の同意がなくても、家庭裁判所は特別養子縁組を成立させることができる（民法（明治29年法

律第89号)第817条の6ただし書)。

(5) 親族里親へ委託する場合等

親族里親は、両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できず、結果として施設への入所措置が余儀なくされる場合において、積極的に活用する。その子どもの福祉の観点から保護が必要な子どもを施設に入所させるよりも家庭的な環境の中で養育することが適当と決定した場合、扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。）及びその配偶者である親族に子どもの養育を委託する制度である。なお、次の点に留意する。

- ① 委託について、「両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない場合」には、精神疾患により養育できない場合なども含まれる。なお、実親がある場合は、実親による養育の可能性を十分に検討する。
- ② 本来親族は、民法第730条に「直系血族及び同居の親族は、互いに扶け合わなければならない」とあり、民法第877条第1項により、直系血族等には、子どもを扶養する義務がある。しかしながら、扶養義務がある場合であっても、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設への入所措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を活用することにより、一般生活費等を支給し、親族により養育できるようにすることができる。
- ③ 親族里親は、保護者等がいる場合でも委託が可能となっているが、この場合、実親と親族の中で子どもの養育を行うのではなく、子どもを児童相談所が保護し、児童相談所が親族里親に委託するものであることを、実親及び親族に説明し、了解を得ることが必要である。
- ④ 扶養義務のない親族に対する里親委託については、養育里親が適用される。
- ⑤ 親族里親及び親族による養育里親の制度については、制度の内容や趣旨があまり知られていないことから、児童相談所において、相談者が制度を利用することが可能と見込まれるときは、制度について適切に説明を行うことが必要である。

(6) ファミリーホームへの委託

ファミリーホームは、里親や児童養護施設等の経験がある者が養育者となり、養育者の住居において、5、6人の子どもを養育する制度であり、里親と同様の家庭養護の担い手である。

ファミリーホームは、養育里親と同様の子どもが対象となるものであるが、子ども同士の相互作用を活かしつつ、複数の子どものいる環境の方がより適合しやすい子どもや、個人の里親には不安感を持つ保護者に対しても有用であることから、子どもの状況に応じてファミリーホームへの委託を検討する。

(7) 特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託の留意点

未婚、若年出産など望まない妊娠による出産で養育できない・養育しないという保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や出産直後の相談に応じ、出産した病院から直接里親の家庭へ委託する特別養子縁組を前提とした委託の方法が有用である。特別養子縁組は原則として6か月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立するものであり、新生児を委託され、6か月を経過して裁判所に申し立てているので、1歳頃には子どもの権利関係の安定を図ることができる。

まず、当該保護者から相談を受け、養育を支援する制度の紹介や親族による養育が可能かなどを調査し、養育の意向の有無について丁寧に確認する。一方、特別養子縁組を前提とした新生児委託を希望する里親には、子どもの性別や親の事情を問わない、子どもの障害や病気は受け止める、保護者の意向が変わることがあることなどを説明し、理解が得られたかどうか確認することが必要である。なお、特別養子縁組が成立するまでは、実親も里親も立ち止まって考えることができる。

実親の妊娠中から里親委託まで切れ目のない支援で実親が安心して出産を迎え、里親と自然に親子関係をつくることができるのが、特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託の特徴である。

(8) 措置延長についての留意点

里親や関係機関の意見を聞き、あらかじめ保護者や児童の意向を確認し、児童相談所長が必要と認めるときは、児童福祉法第31条により満20歳に達するまでの間、委託を継続することができる。特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合は積極的に措置延長を行うこととされており、具体的には

- ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども
- ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども
- ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童で継続的な養育が必要な子ども

などの場合、里親の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合には活用する。

(9) 里親と子どもが不調になった場合

里親と子どもの調整を十分に行ってから、里親委託し、委託後も児童相談所や里親支援機関等が援助を行った場合においても、里親と子どもが不調になることがある。子どもが里親と共に生活する中で、子どものそれまでの養育環境の影響や子どもの成長・発達に伴い、里親にとって子どもの養育に対する負担が高くなり、子どもとの関係がうまくいかなくなるといった様々な状況が起こりうる。また、不適切な養育が行われることも起こりうる。

不調の兆しをできるだけ早く把握するよう定期的な支援を行い、関係機関の協力も得ながら里親と子どもの関係を見守り、必要な場合には適切に介入していくことが大切である。

- ① 情報の共有・協議・支援

不調の兆しがある場合は、速やかに児童相談所の里親担当と子ども担当の双方が里親家庭の状況を共有し、協議する。家庭訪問や相談支援を行い、里親に対して必要な助言を継続的に実施することやレスパイトの利用を勧めるなど里親に休息をしてもらうこと、また、里親の相互交流の場であるサロンへの参加や里親支援機関等の相談支援の活用、さらには、子どもに対して児童相談所への通所指導を行うなど、できるだけ委託継続が図ることができるよう支援を行う。

② 委託解除

やむを得ない場合は、委託解除を検討する。里親支援で解決が見込まれず、委託継続が適切でないと判断される場合は、無理を重ねては、子どもにも里親にも不幸であり、委託解除による傷つきをおそれて委託や委託解除が過度に慎重になることのないように、適切に判断する。

委託解除を行う場合は、子どもへの必要な支援を検討するとともに、委託解除に至る過程での混乱や分離による傷つきへの対応として、児童相談所の児童心理司による支援も含め、委託解除の理由や今後の生活について丁寧に説明し、子どものケアを行う。それと同時に、里親に対し、委託解除の理由等について丁寧に説明するなど里親が持つ養育がうまくいかなかったことへの傷つきや、喪失感等里親のケアが重要である。不調の原因が里親自身にある場合、子どもにある場合、双方に原因がある場合、双方とも努力したけれど合わない場合もあることから、子どもや里親とそれぞれに対して一緒に振りかえり、前向きに今後につなげていくことが重要である。

6. 里親の認定・登録について

里親制度は家庭での養育が欠ける子どもに温かい愛情と正しい理解をもって家庭に迎え入れて養育を行うものである。このため、里親は子どもの養育についての理解及び熱意並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることなどが求められる。

また、里親には、子どもの福祉を理解し、社会的養護の担い手として関係機関等と協力し、子どもを養育することが求められ、その担い手としてふさわしい者が認定される。

従って、里親を希望する理由や動機が社会的養護の担い手としての責任の上にあるか、家族の理解や協力はあるのか、また、委託される子どもへの理解があるかなどを面談や家庭訪問等で調査し、認定する。しかし、社会的養護の制度の理解が低い場合、児童相談所など関係機関と協力することが難しい場合、希望理由が跡継ぎがほしい、老後の介護をしてほしい、夫婦関係を見直したいなどの里親希望者自身のためだけの場合は、認定が難しい。

(1) 電話相談や問い合わせ時の留意点

里親希望者から最初に電話等で問い合わせを受けたときには、里親制度の目的や手続き、研修受講、里親認定申請後は都道府県の児童福祉審議会で審議されること

など丁寧な説明を行う。

また、里親制度を正しく理解してもらうために、里親に関する講演会や講座への参加を勧奨することも有用である。

(2) 里親が認定申請を判断するインテーク面接の留意点

再度里親制度の趣旨や公の責任であることを丁寧に説明する。また、委託される子どもの状況で委託後に子どもの発達の遅れや障害が見つかること、受託後に里親の家族関係が揺れることがあることなど具体的に説明する。

養子縁組を希望する里親には、普通養子縁組と特別養子縁組の違い、子どもが持つ背景や実親への思いなどすべてを引き受ける必要があること、適切な時期の真実告知が必要であることなどを説明する。

(3) 要件審査に当たっての留意点

申請書を受理したときは、里親希望者が適当かどうか調査し、速やかに認定の可否を決定しなければならない。

養育里親については、児童福祉法第34条の20第1項に定める欠格の事由に該当しないことのほか、児童福祉法施行規則第1条の35の要件を満たしていることが必要である。また、親がない又は親に適切に育てられない子どもを養育することについての理解及び熱意、並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることなどに加え、以下の点にも留意して調査を行う。

① 里親の年齢

養育里親、専門里親は、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の一律の上限は設けない。年齢の高い養育者であっても、中学生など高年齢の子どもを新規や短期で委託を検討するなど、子どもの多様なニーズに応えられる里親を認定、登録することは有意義である。

なお、養子縁組を前提とする里親の場合は、子どもが20歳に達した時、里親の年齢が概ね65歳以下であることが望ましい。また、特別養子縁組を希望する里親の場合は、25歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が25歳に達していない場合においても、その者が20歳に達しているときは、この限りでない。

② 里親を希望する者が単身である場合

知識や経験を有する等子どもを適切に養育できると認められる者は認定して差し支えないが、養育する経済的な保証や養育を支援する環境等があるかなど確認する。

7. 里親家庭への支援

里親への委託を推進するために、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質の向上を図るための研修や、里親への相談支

援、里親の相互交流等の里親支援を行う。

里親に委託される子どもは、様々な背景を持つとともに、「中途からの養育」であることに伴う配慮を要することを理解する必要がある。

里親は社会的養護の担い手であり、養育に悩んだときに、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりをもち、孤立しないことが重要である。また、独自の子育て観を優先せず、自らの養育を振り返るために、他者からの助言に耳を傾けることも必要である。

また、多様な里親の状況が把握され、里親と児童相談所と支援者との間に相互の信頼関係を築いていくことが、里親委託の推進と里親支援の前提となる。

里親支援は、養育のチームを作っていく意識で、各種の取組を行う。

(1) 委託前の支援

円滑な里親委託を進めるため、一時保護所や施設等の職員の協力を得て、子どもとの交流や宿泊の体験などを通して、子どもと里親との関係づくりや子どもを迎える準備を支援する。また、子どもにとっても生活環境の変化を受け入れ、安心して里親家庭で生活できるよう、子どもに応じた支援を行う。緊急の委託の場合もあるが、子どもと里親の不安な気持ちを受け止め、また、関係機関等と連携しながら子どもと里親の相性等の確認を行うなど最適な里親委託等となるよう支援する。

(2) 定期的な家庭訪問

委託後は、里親と子どもの関係は日々の生活のなかで、様々の状況に直面するので、児童相談所の担当者や里親支援機関の担当者が定期的に訪問し、里親と子どもの状況を確認し、相談支援を行う。

委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度訪問する。そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問する。

委託直後は、不安になりやすい里親を支えるために、家庭訪問は特に重要であるが、その後においても、児童相談所や里親支援機関の担当者が、日頃から里親と顔なじみになり、養育の状況を共有していることが重要である。

定期的な家庭訪問は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担・連携して行う。例えば、委託直後は児童相談所の里親担当職員が重点的に訪問し、その後の定期的訪問は、施設の里親支援専門相談員が行うなど、役割を分担するとともに、情報の共有を頻繁かつ密接に行う。

里親委託等推進員や里親支援専門相談員が家庭訪問を行う場合は、初回は児童相談所の里親担当職員と同行しその後は単独で訪問することとしたり、児童相談所からの紹介文書をもって訪問するなど、役割や児童相談所との関係を説明するとともに、事前に里親の状況や委託児童のケース概要について、児童相談所の持つ情報を共有した上で、訪問することが必要である。

里親支援の家庭訪問は、里親家庭を支援するものであり、里親に子どもの養育状

況について聞き、相談に応じ、必要な情報提供をするとともに、できる限り、子どもにも面会し、暮らしの状況や希望などについて聞き、相談に応じ、子どもの成長の状況を把握する。

また、訪問時には、自立支援計画に基づいた養育がなされているか、養育状況の報告を受けたり、養育に関する記録を里親から見せてもらうなどして確認する。特に中長期間の委託においては、適時自立支援計画を見直すことが必要であるが、この場合、里親や子どもの意見を十分に聞き、里親と共同して作成することも検討する。

(3) 里親の相互交流

児童相談所は、里親支援機関等と連携し、里親と一緒に、里親による相互交流（里親サロン等）を定期的に企画する。情報交換や養育技術の向上を図るとともに、里親の孤立化を防止するため、参加を勧奨する。

(4) 里親の研修

養育里親及び専門里親には、里親登録時の研修とともに、登録更新時の研修の制度がある。養子縁組里親及び親族里親にも、必要に応じ、養育里親の研修を活用する等により、適宜行う。このほか、里親の養育技術の向上のため、随時、研修の機会を提供する。

(5) 地域の子育て情報の提供

- ① 保健センターや保育所、地域子育て支援拠点事業の活用など地域の社会資源を適宜情報提供する。併せて、市区町村の関係機関と連携し、里親の支援の協力を得ることも検討する。また、市役所等の手続きが円滑に進むよう、必要に応じ同行する。
- ② 里親に対し、子どもが通う幼稚園や学校等を訪問し、里親制度の理解を求め、協力を依頼するように指導する。必要な場合には、児童相談所の担当者は関係機関等を訪問し、調整を行う。

(6) 里親の一時的な休息のための支援（レスパイト・ケア）

里親のレスパイト・ケアは里親が一時的な休息を必要としている場合には、次に留意しながら、積極的に活用する。

- ① レスパイト・ケアのため、児童養護施設や乳児院、他の里親等を利用する際は、子どもには事前に十分説明し、子どもが不安にならないよう配慮する。
- ② レスパイト・ケアは、個々のケースに応じて、必要と認められる日数の利用ができる。
- ③ レスパイト・ケアを円滑に実施するためには、里親に事前に制度の説明や手続きの方法と併せて、受け入れの施設や里親等を紹介しておく。また、児童相談所や里親支援機関等は、子どもの状況や里親の意見等を参考にして、実施する施設

や里親等を選択する。

(7) 相談

里親支援機関等と連携し、里親からの相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親の気持ちを十分に聴くことが重要である。

里親には、複数の相談窓口を用意する。児童相談所の里親担当職員とその他の相談先について、連絡先と担当者名を記載した紙を渡し、担当者が交代したときは、新たに渡すようにする。

複数の窓口を用意する利点は、養育上の悩みに対して里親が複数の意見を聞きたいことがあることや、担当者との相性により相談しづらかったり、相談内容によっては、児童相談所には相談しづらいが、民間の相談先には相談しやすいこともあるからである。

(8) 社会的養護を必要とする障害のある子どもの支援

里親に委託されている子どもが障害を有している場合に、その保護がより適切に行われると認められる場合は、障害児通所支援を受けさせ、又は情緒障害児短期治療施設に通所させることができることとされている。

この場合、児童相談所において十分検討し、また、市区町村、特別支援学校等との間で十分に連携を図ることが必要である。

(9) 養子縁組の支援

養子縁組里親については、養子縁組の支援を行う。

特別養子縁組予定の場合は、6か月間の養育期間で問題が認められなければ、里親担当職員は、里親が家庭裁判所への特別養子縁組の申し立ての手続きをすることを支援する。子ども担当者は、保護者に家庭裁判所へ申し立ての手続きが開始したことを伝え、併せて、保護者に家庭裁判所による調査があることを伝える。

また、必要に応じて、養子縁組が成立した里親に対しても相談等の支援を行う。

(10) ファミリーホームへの支援

ファミリーホームは、里親と同様、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う家庭養護であり、里親支援に準じて、研修や相互交流など、里親支援のネットワークの中で、必要な支援を行う。

8. 子どもの権利擁護

里親は子どもの最善の利益を実現する社会的養護の担い手であり、子どもにとって、最も近くで子どもの権利擁護を実践するものである。子どもが里親家庭のもとで安全で安心して生活するとともに、子どもが自分の意見を述べることを保障することは、子どもの成長にとって重要である。里親に委託された子どもには「子どもの権利ノー

ト」を配布し、これからの生活が安全で安心できるものであること、子どもが自分の意見を述べることができ、里親等大人と一緒に考えることができることなどを伝える。また、子どもが権利侵害にあった場合の届出の仕組みとして、児童相談所や都道府県等やその他相談機関の電話番号等を伝える。

里親には、里子同士のいじめや実子との衝突等、児童間暴力がある場合、里親だけで対応が困難なとき、早い段階で児童相談所に対応方法について相談する。併せて、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」について、里親に対し、研修や講座等で周知する。

また、子ども同士が交流する里子の会等を行うことは、子どもの声を聞く権利の擁護とともに、子どもへの適切な援助を行うため役立つものである。

9. 里親制度の普及と理解の促進

里親制度の普及促進については、市区町村や里親会と連携するなどして、市区町村等の広報への掲載や、パンフレットの作成・配布、里親経験者による講演や体験発表会などを行い、制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。

その際、子育て支援や教育関係その他の市民活動と連携し、里親について知ってもらう勉強会を開催するなど、市民活動の地域への浸透力を活かして、社会的養護の担い手である里親の開拓に取り組むことが効果的である。

里親になろうとする動機は、子育てが好きとか、社会貢献をしたいとか、子どもがいないので子育てをしてみたいとか、自分の子育てに目途が立って余裕があるなど、様々であり、それぞれの動機を活かしながら、里親の開拓に取り組む。

また、里親制度について広く理解を広めることは、様々な場面で家庭養育を円滑に進めるために必要であり、社会全体で協力し、社会的養護を進めるための理解を促進する。

10. 里親委託及び里親支援の体制整備

里親委託及び里親支援の体制整備については、次の事項に留意しながら、地域の実情に応じて推進する。

(1) 担当職員の充実

① 児童相談所の里親担当職員

里親委託及び里親支援については、措置の実施主体である都道府県市（児童相談所）が中心を担うものであり、児童相談所では、専任又は兼任の里親担当職員が置かれているが、できる限り専任であることが望ましい。

里親担当職員は、児童のケースを担当するケース担当職員と密接に連携しつつ、児童相談所管内の登録里親及び委託里親とのコミュニケーションを良くし、里親委託等推進員や里親支援専門相談員とチームを組みながら、里親支援機関の協力を得て、里親委託及び里親支援の推進を図る。

② 里親委託等推進員

里親委託等推進員は、里親支援機関事業により置かれる職員であり、多くは非常勤職員で、児童相談所に置かれることが多いが、里親支援機関事業を委託された法人に置かれることもある。

里親委託等推進員は、児童相談所の里親担当職員を補助して、地域の里親委託及び里親支援を推進する。

③ 里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）

児童養護施設又は乳児院に置かれる里親支援専門相談員の趣旨は、児童相談所の機能を補完する役割を持つだけでなく、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、施設と里親との新たなパートナーシップを構築するためのものである。

里親支援専門相談員に充てられる人材は、社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉士となる資格のある者又は施設（里親を含む。）において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するものでなければならない。里親支援ソーシャルワークは、確立した業務方法があるものではなく、実践を積み重ねながら、その在り方を見いだし、里親支援ソーシャルワークの専門性を高めていく。

里親支援専門相談員の役割は、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援の3つの役割を持つ。児童福祉法上、施設はアフターケアの機能を持つとともに、地域住民の相談に応じる機能を持つからである。

里親支援専門相談員は、子どもと里親の側に立って里親委託の推進と里親支援を行う専任の職員とし、施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らないものとする。児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員と分担連携して、定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。また、児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。

里親支援専門相談員を配置する施設は、都道府県市が里親支援機関に指定し、里親支援の業務を行わせるという役割を明示することが望ましい。

また、児童家庭支援センターを附置する施設では、里親支援専門相談員は、センターを兼務し連動することが望ましい。

里親支援専門相談員は、新規里親開拓の活動や、里親サロンへの出席、未委託里親への訪問等も行い、日頃から地域の里親と顔なじみになり、施設に措置されている児童にふさわしい里親を探して、児童相談所が行う里親委託の事前調整を行う。また、里親支援専門相談員は、退所児童のアフターケアや、退所児童以外の地域支援として、里親家庭の定期的訪問、相談等、地域のソーシャルワーク活動を行う。その際、児童相談所との密接な連携が前提となる。

（2）里親支援機関

里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施

設、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、役割分担と連携を図り、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。

① 里親会

里親会は、里親の相互交流や経験豊富な里親の相談による養育技術の向上、里親の孤立化の防止のために重要な役割を持つ。このため、会員相互の交流のみが目的の私的な団体ではなく、公益的な団体である。

このような役割を明示するため、都道府県市や地区の里親会は、委託費の有無にかかわらず、里親支援機関に指定することが望ましい。

また、このような役割から、「里親及びファミリーホーム養育指針」にも記載されているとおり、里親は里親会の活動に必ず参加するものとする。このため、都道府県市は、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本情報を里親会に提供して、参加勧奨を行うことが必要である。

里親会の活動の充実のためには、事務局体制の充実が必要であることから、里親支援機関事業の里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの職員は、里親会の事務局を担当することができる。

里親会の役員は、子どもの最善の利益のために、多様な考え方や事情を持つ里親相互のまとまりを良く保ち、里親の相互交流を通じた養育力の向上を図る。

② 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターは、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、要保護児童やその保護者に対する指導を行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的としている。

児童家庭支援センターは、里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行うこともその業務に位置づけられているが、里親支援機関として指定し、意識的に里親支援の業務の分担と連携の関係を明確にすることが望ましい。

③ 里親支援専門相談員を置く施設

里親支援専門相談員を配置する児童養護施設又は乳児院については、地域でその活動を行いやすくするために、都道府県市が里親支援機関に指定し、里親支援の業務を行わせるという役割を明示することが望ましい。

④ 公益法人、NPO等

里親委託の推進や里親支援のために高い実力の発揮を期待できる公益法人やNPO等がある場合には、これを里親支援機関に定めることが効果的である。なお、補助制度としては、里親支援を中心とする児童家庭支援センターとすることも可能である。

(3) 役割分担と連携

児童相談所の里親担当職員と、里親委託等推進員、里親支援専門相談員との間での役割分担や、児童相談所と里親支援機関との役割分担、里親支援機関の間での役

割分担は、地域の実情に応じて、効果的に行えるよう、適切に工夫する。

行政事務や措置に直接係る業務、すなわち、

- ① 認定・登録に関する事務（里親の申請の受理、里親認定の決定・通知、里親の登録、更新等の受理等）、
- ② 委託に関する事務（里親委託の対象となる子どもの特定、子どものアセスメント、委託する里親の選定、里親委託の措置の決定、措置に当たっての里親や子どもへの説明、自立支援計画の策定等）、
- ③ 里親指導・連絡調整（養育上の指導、養育状況の把握、実親（保護者）との関係調整、レスパイト・ケアの利用決定、自立支援計画の見直し等）、
- ④ 里親委託の解除（委託解除の決定、解除に当たっての里親や子どもへの対応）などは、児童相談所が直接に行う必要がある。

一方、それ以外の業務、すなわち、

- ① 新規里親の開拓（広報啓発、講演会、説明会、体験発表会等の開催等）
- ② 里親候補者の週末里親等の調整（子どもと里親候補者の交流機会等）
- ③ 里親への研修（登録時の研修、更新研修、その他の研修）
- ④ 里親委託の推進（未委託里親の状況や意向の把握、子どもに適合する里親を選定するための事前調整、里親委託の対象となる子どもの特定のための事前調整等）
- ⑤ 里親家庭への訪問相談、電話相談
- ⑥ レスパイト・ケアの調整
- ⑦ 里親サロンの運営（里親相互の交流）
- ⑧ 里親会活動への参加勧奨、活動支援
- ⑨ アフターケアとしての相談

などは、児童相談所の職員が直接行ったり、児童相談所に里親委託等推進員を配置して行うほか、里親支援機関（児童養護施設・乳児院（里親支援専門相談員）、児童家庭支援センター、里親会、公益法人、NPO等）を活用して積極的に推進する。

その際、地域の実情に応じ、各機関の特徴や得意分野を活かして、分担・連携する。なお、里親委託等推進員や里親支援専門相談員は、上記の全てにかかわることができる。

（４）里親支援機関と守秘義務

都道府県市の業務として、児童福祉法第11条第1項第2号へに「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定されており、これが里親支援の業務を規定したものである。

また、同条第4項及び児童福祉法施行規則第1条の38で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事（市長）が当該業務を適切に行うことができる者と認めた者に委託することができることとされており、都道府県市の里親支援の業務を委託して行わせる里親支援機関は、この規定に該当するものである。さらに、同法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定されており、この里親支援機関には、守秘義務が課されることになる。

なお、里親支援機関は、その性質に応じ、共有する個人情報の範囲に留意が必要であり、里親支援機関の里親委託等推進員や里親支援専門相談員には、登録里親や委託児童のケースの情報も十分に共有し、児童相談所の里親担当職員とチームで活動を行うことが望ましい。また、里親会には、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本的な情報を共有することが必要である。

(5) 市町村や子育て支援事業、各種の市民団体との連携

里親制度の普及や里親支援の充実のためには、市町村や各種の子育て支援事業、各種の市民団体との連携が重要であることから、関係者に里親制度についての理解を促進し、協力関係を構築する。

(6) 里親委託等推進委員会

① 都道府県市の里親委託等推進委員会

都道府県市の里親委託等推進委員会は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員、里親会の役員のほか、必要に応じ学識経験者等に参加を依頼して行う。都道府県市の単位で設けるほか、児童相談所の単位でも設ける。年2～3回以上の開催が望ましい。

里親委託等推進委員会は、各都道府県又は各児童相談所管内における里親委託等に関する目標を設定し、効果的な里親委託の推進及び里親支援の充実の方策について検討する。また、日頃から情報交換を密接に行い、困難事例への適切な対応方法について協議する。

里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子どもや里親等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

② 全国の里親委託等推進委員会

里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進方策の向上のため、全国里親会において、里親関係者、学識経験者、施設関係者、行政関係者の参加により、全国里親委託等推進委員会を設ける。

全国の里親会や里親支援機関、児童相談所等を対象に調査を行い、里親からの相談事例、里子からの意見、児童相談所、里親支援機関等関係者からの情報等を基に、好事例集、困難事例集、マニュアル、里親研修資料を作成し、里親支援機関や児童相談所に提供する。里親支援機関のいわば全国センター的な役割を目指す。

(改正後全文)

雇児発第0401011号
平成20年4月1日

【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331015号
【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第4号
【一部改正】平成24年3月29日雇児発0329第5号
【一部改正】平成27年6月5日雇児発0605第9号
【一部改正】平成28年9月1日雇児発0901第6号

都道府県知事
各指定都市市長
児童相談所設置市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

里親支援機関事業の実施について

社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親委託を推進するためには、里親制度に対する国民の理解を深めるとともに、里親を育成し、支える体制の整備を図ることが重要となっている。

このため、里親制度の普及促進や、里親研修の実施、子どもの委託までのマッチングの調整、里親家庭への訪問等による相談支援などの業務を総合的に実施するため、別紙のとおり「里親支援機関事業実施要綱」を定め、平成20年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

里親支援機関事業実施要綱

第1 目的

保護を要する子どもに対しては、社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親又はファミリーホーム（以下「里親等」という。）への委託を推進することが重要であるが、里親等の制度に対する社会的理解や関係機関の共通認識、里親等に対する支援が不十分であることなどにより、里親等への委託が十分に活用されているとは言い難い状況にある。

こうした状況を踏まえ、まず児童相談所、里親等及び乳児院等の児童福祉施設（以下「施設」という。）が相互理解を深め、共通の認識を持ち、里親等への委託等を推進するとともに、社会の制度理解を深めるなど里親等の制度の普及啓発を積極的に行い、里親等の資質の向上を図るための研修、里親等に対する相談・援助など、里親等への支援を総合的に実施することを目的とする。

第2 実施主体及び里親支援機関の指定

1 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は第3に掲げる事業内容の全部又は一部について、里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO等、当該事業を適切に実施することができる者と認めた者に委託して実施できることとする。

2 里親支援機関の指定

都道府県は、第3に掲げる事業を実施する際、委託先を里親支援機関として指定することができる。

この場合、都道府県は、所管区域外において第3に掲げる事業を適切に実施することができる者と認めた者についても、里親支援機関として指定することができる。

なお、第3に掲げる事業の委託を行うか否かにかかわらず、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設又は乳児院については、役割を明示するため、里親支援機関に指定することが望ましい。

3 留意事項

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）の施行により、都道府県が行わなければならない業務として、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第11条第1項第2号へに「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定され、同条第4項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の38で、

当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）が当該業務を適切に行うことができる者と認めた者に委託することができることとされている。また、法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定されている。

第3 事業内容

1 里親制度普及促進事業

（1）趣旨

里親制度の普及や里親委託を推進するためには、社会の制度理解を深め広く一般家庭から里親を求めるとともに、保護を要する子どもが家庭的環境の中で安心、安全に生活できるよう支援していくことが重要である。

このため、一般家庭に対し里親経験者による講演や説明を行い子どもの福祉への理解を深めるとともに、養育里親等に対する研修を実施することにより、養育技術の向上を図るものである。

（2）事業内容

① 普及啓発

里親経験者による講演会や里親制度の説明会等を積極的に実施するなど里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親を開拓するとともに、併せて養子縁組を円滑に推進するため、養子縁組によって養親となることを希望する者（以下「養子縁組里親」という。）を開拓する。

② 養育里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成21年3月31日雇児発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養育里親研修制度の運営について」により定められたものとする。

③ 専門里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成14年9月5日雇児発第0905003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「専門里親研修制度の運営について」により定められたものとする。

（3）留意事項

① 講演会・説明会等各種研修の実施時期、実施回数等について、より多くの対象者が参加できるように配慮すること。

② 専門里親研修の通信教育及びスクーリングは、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に委託することができること。

③ ファミリーホームの養育者及び補助者は、平成21年3月31日雇児発第0331011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「小規模住居型児童養育事業の運営について」において、里親に準じ、可能な限り養育里親研修又は専門里親研修を受講するよう努めることとされているため、これらの者が受講できるよう配慮すること。

2 里親委託推進・支援等事業

(1) 趣旨

里親等への委託を推進するために、子どもに最も適合する里親等の選定のための調整等を行うとともに、委託された子どもの適切な養育を確保するための里親等や関係機関との連絡・調整や、里親等の負担を軽減するための里親等相互の相談援助や生活援助、交流の促進など里親等（同居人、補助者等を含む。）に対する子どもの養育に関する支援を総合的に推進する。

(2) 事業の実施体制

この事業の実施にあたっては、里親委託等推進員を配置するとともに、関係機関と連携し里親委託等を円滑に進めるため、都道府県の単位及び児童相談所の単位において、里親委託等推進委員会を設置することとする。

① 里親委託等推進員の配置

ア 事業の実施にあたっては、事業の企画、支援の実施、里親等と施設との円滑な調整、関係機関との連絡調整等を行う里親委託等推進員を配置すること。

イ 里親委託等推進員は、里親等の制度及び養子縁組制度に対する理解があり、子どもの立場にたって事業を推進することができる者を選定すること。

② 里親委託等推進委員会の設置

ア 里親委託等推進委員会は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員及び里親により構成し、必要に応じ学識経験者等に対し本委員会への参加を依頼すること。

イ 里親委託等推進委員会は、各都道府県又は各児童相談所管内における里親委託等に関する目標を設定すること。

ウ 里親委託等推進委員会は、事業の実施にあたり必要な助言・指導をすること。

エ 里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子どもや里親等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならないこと。

(3) 事業内容

この事業は、次のことを行うものとする。

① 里親委託支援等

児童相談所が里親等に委託することがその子どもにとって最善の利益であると認めたものについて、児童相談所が行う子どもに最も適合する里親等との調整等を支援し、里親等への委託を総合的に推進する。

また、養子縁組をする場合には、養子縁組里親との連絡・調整等の支援を実施する。

② 里親等への訪問支援

現に子どもを委託されている里親等やレスパイト・ケアなど短期間養育している里親からの相談に応じるとともに、里親等に定期的に訪問し子どもの状態

の把握や里親等への指導等を行う。

なお、里親の負担を軽減するため、里親又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者（以下「援助者」という。）を選定、研修の上登録し、里親からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動を行うことができる。

さらに、里親に対するレスパイト・ケアについて、里親と受入れ里親や施設の間の調整を行う。

③ 里親等による相互交流

里親等や里親等となることを希望する者、養子縁組希望者等が集い、養育についての話し合い等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上等を図る。

（４）事業の実施方法

① 里親委託支援等

ア 円滑な里親委託等を推進するため、子どもとの交流や短期間の宿泊体験等について、児童相談所とともに、施設と連携しながら相性確認等を行い、最適な里親委託等となるよう努めること。

イ 里親等に対し、施設に入所している子どもとの交流の機会を設けるなど、施設や子どもに対する理解を深めるための取組を実施すること。

② 里親等への訪問支援

ア 里親等に定期的に訪問することにより、委託された子どもの養育状況の把握に努め、子どもの養育に関する適切な指導や助言を行うこと。

イ 里親から援助の依頼があった場合には、援助者・里親の双方の調整を行い、援助の期間、内容などを決定すること。

ウ 援助者は、里親経験者・委託を受けていない里親など子どもの養育に経験のある者であって、当該里親・里子と面識があり、当該里子の援助にも有効と認められる者であることが望ましいこと。

エ 援助にあたっては、子どもの委託後間もないときや里親が養育に不安を感じ始めたとき、多人数を委託しているとき等里親の状況を把握し、適切な援助が受けられるよう留意すること。

オ 里親等への訪問により、児童相談所による指導が必要である場合や委託された子どもを里親等が養育することが不適切であると判断した場合には、速やかに児童相談所に報告すること。

カ 援助者は里親委託等推進員に援助結果を報告し、必要な場合には援助の継続について調整を行うこと。

③ 里親等による相互交流

ア 相互交流は定期的実施するものとし、必要に応じて児童福祉司、児童福祉司経験者、児童指導員、里親経験者などに参加を求めるものとする。

イ 相互交流の実施にあたっては、里親等が主体となって企画するものとし、必要に応じて児童相談所の担当児童福祉司と連携を取りながら支援にあたる

ものとする。

④ その他

- ア 上記に掲げる事業内容を円滑に実施するため、地区里親会と連携を図り、里親等の実態把握や里親等相互の交流の推進等に努めること。
- イ 当事業により養子縁組が成立した者に対しても相談等必要に応じて支援を行うこと。
- ウ その他、里親委託等を推進するために資する事業を必要に応じて実施すること。

3 里親トレーニング事業

(1) 趣旨

子どもが委託されていない里親（以下、「未委託里親」という。）に対し、子どもを委託された際直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保し委託可能な里親を育成することにより、更なる里親委託の推進を図る。

(2) 事業の実施体制

この事業は、主たる担当者として里親トレーニング担当職員（以下、「里親トレーナー」という。）を配置して実施すること。里親トレーナーは児童相談所へ定期的又は随時未委託里親に対するトレーニング状況を報告すること。また、児童相談所は必要に応じ適宜里親トレーナーから未委託里親に対するトレーニング状況を聴取し、その把握に努めること。

(3) 里親トレーナーの資格要件

里親トレーナーの資格要件は次の①～⑤のいずれかに該当する者とする。

- ① 社会福祉士
- ② 精神保健福祉士
- ③ 児童福祉法第13条の第2項各号のいずれかに該当する者
- ④ 児童養護施設等（里親を含む。）において児童の養育に5年以上従事した者
- ⑤ 都道府県知事が①から④までに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

(4) トレーニング対象となる未委託里親

この事業のトレーニング対象となる未委託里親については、養育里親、専門里親、養子縁組を希望する里親であって、トレーニングを受けることを希望するもののうち、都道府県知事が適当と認めた里親とする。

(5) 事業内容

この事業は次の①及び②を行うものとする。

- ① 未委託里親の養育技術の習熟度の状況により必要な期間を通じて、次のアからウについて継続的かつ反復的に実施すること。
 - ア 未委託里親宅における事例検討・ロールプレイ
 - イ 外部講師による講義の実施

ウ 施設及び既に子どもが委託されている里親宅への実習

- ② トレーニングを終了した未委託里親リストを作成し、児童相談所へ提出すること。

(6) 留意事項

「(5) ①ア」に定める事例検討における事例の設定については、未委託里親が里親になろうとした動機等の個々の未委託里親の状況を考慮すること。

4 自立支援計画策定等支援事業

(1) 趣旨

児童相談所が行う委託候補里親の選定、委託の打診と説明及び子どもと里親の面会の実施並びに委託された子どもの自立に向けた自立支援計画の策定業務について、里親支援機関が委託を受けて業務を担うことにより、効果的に里親委託の推進を図る。

(2) 事業の実施体制

この事業は、主たる担当者として委託調整員を配置して実施すること。

(3) 委託調整員の資格要件

委託調整員の資格要件は、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 社会福祉士
- ② 精神保健福祉士
- ③ 児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者
- ④ 里親として、又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームにおいて子どもの養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの
- ⑤ 都道府県知事が①から④までに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

(4) 事業内容

この事業は、次の①及び②を行うものとする。

- ① 委託候補里親の選定、委託の打診と説明、子どもと里親の面会の実施（いわゆる「子どもと里親とのマッチング」業務）
- ② 委託された子どもの自立に向けた自立支援計画の策定及び必要に応じた内容の見直し

(5) 留意事項

- ① 委託候補里親の選定にあたっては、「里親委託ガイドラインについて」（平成23年3月30日付雇児発0330第9号）の別紙「里親委託ガイドライン」の内容を踏まえ、児童の最善の利益が確保されるよう、子どもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと。
- ② 自立支援計画の策定にあたっては、子ども本人及び保護者の意向を十分に尊重するとともに、児童相談所及び関係機関の意見や協議などを踏まえ策定する

こと。

- ③ 自立支援計画の策定後は、計画が適切に実施されているか否かについて十分把握するとともに、目的の達成状況などから支援効果について客観的な評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこと。

5 共働き家庭里親委託促進事業

(1) 趣旨

里親支援機関における共働き家庭に対する相談体制を強化するとともに、官民が連携して里親委託と就業の両立を可能とする取組を試行的に実施し、当該取組に関する分析・検証の成果を全国的に普及拡大することにより、共働き家庭における里親委託の促進を図る。

(2) 事業内容

この事業は次の①及び②を行うものとする。

- ① 平日の昼間に相談することが困難な共働きの里親家庭に対して、適確に相談支援を行うため、里親支援機関における平日夜間、土曜、日曜及び祝日の相談支援体制を整備する。
- ② 里親として委託を受けた一定期間に取得できる独自の休暇制度の導入や在宅勤務制度の導入など、委託児童の養育と就業との両立が可能となるような取組（以下「取組」という。）について、里親支援機関が企画・立案し、その実践を民間企業等に委託するとともに、得られた取組結果について、里親支援機関と実践した民間企業とで連携して分析・検証を行う。

(3) 留意事項

- ① 取組の企画・立案にあたっては、実際に委託を受けている共働き家庭の里親の意見を十分に踏まえること。
- ② 取組の委託先は、事業の趣旨から、里親制度に対する知識と理解を有する民間企業等への委託を優先的に考慮することとし、事業を適切に遂行できる民間企業等の開拓に努めること。
- ③ 取組を実践する際には、里親支援機関と委託を受けた民間企業等の間で事前に調整等を行い、企画・立案した内容が円滑に実施されるよう配慮すること。

第4 設備

本事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

- (1) 事務室
- (2) 相談室等、里親等が訪問できる設備
- (3) その他、事業を実施するために必要な設備

第5 経費の補助

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

第6 その他

里親支援及び里親委託等推進方策の向上を図るため、公益財団法人全国里親会においても、里親委託等推進委員会を設け、地域の里親会や里親支援機関、児童相談所等を対象に調査を行い、里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託等の好事例集、困難事例集、マニュアル、里親研修資料等の作成・提供を行うので、協力・連携を願いたいこと。